

平成 26 年度容器包装利用・製造等実態調査及  
び分析事業における民間競争入札実施要項（案）

平成 26 年 3 月

経済産業省、農林水産省

## 目次

1. 対象公共サービスの概要	1
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	2
3. 実施期間に関する事項	8
4. 入札参加資格に関する事項	8
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	9
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	10
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	12
8. 民間事業者が経済産業省及び農林水産省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	12
9. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等	16
10. 対象公共サービスの評価に関する事項	17
11. その他本業務の実施に際し必要な事項	17
 添付資料 1 容器包装利用・製造等実態調査の概要	19
添付資料 2 業種別調査客体数	28
添付資料 3 印刷部数及び印刷仕様	29
添付資料 4 抽出方法	37
添付資料 5 問合せ・苦情等の対応状況	51
添付資料 6 督促状況	52
添付資料 7 調査票回収状況	54
添付資料 8 エラーチェック項目	55
添付資料 9 疑義照会状況	57
添付資料 10 容器包装種類別・業種別の利用量上位 20 社及び製造量上位 10 社の本年度調査と昨年度調査データとの比較表	58
添付資料 11 集計・拡大推計・比率等算出方法	59
添付資料 12 量・比率等に関する容器包装リサイクル法及び関連省令における規定	85
添付資料 13 抽出計画	93
別紙 1 評価項目一覧表	94
別紙 2 従来の実施状況に関する情報の開示	98

# 平成 26 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業における民間競争入札実施要項 (案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不斷の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、経済産業省及び農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

## 1. 対象公共サービスの概要

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、平成 9 年度から、食品産業等の中身事業者等は、容器製造事業者とともに容器包装の再商品化の義務を負うこととなった。

この再商品化義務量や業種別比率等の係数は、容器包装リサイクル法に基づき主務大臣が定めることとされており、実態を踏まえてこれらの係数を決定するためには、製品・容器包装の流通経路に応じた容器包装の排出データの収集と分析が必要であることから、平成 8 年度より毎年度、経済産業省と農林水産省が共同で容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業を実施している。（添付資料 1）

### （1）調査の対象

容器包装の利用・製造等をしている可能性がある業種（製造業、卸売業、小売業、外食産業、農業、林業及び漁業）に属する事業を行う事業者。

### （2）調査の規模

調査客体数は、分別基準適合物（容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する分別基準適合物をいう。）の素材別に約 40,000 事業者。詳細は、「容器包装利用・製造等実態調査 業種別調査客体数」（添付資料 2）のとおり。なお、平成 26 年度調査の調査客体数は平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業の事業期間中（平成 26 年 3 月 31 日まで）に確定するため、入札説明会時に提供する。

### （3）調査の時期

- ①調査票に記入を求める情報の対象期間：平成 25 年度（個人事業者は平成 25 年中、法人事業者は平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了した事業年度）の実績（出ない場合は直近年度の実績）
- ②調査票の配布時期：平成 26 年 6 月
- ③調査票の提出期限：平成 26 年 7 月

### （4）調査事項

- ①全従業員数、総販売額

- ②業務の内容とその販売額
- ③容器包装の利用又は製造等の形態
- ④容器包装の利用の量及び販売額
- ⑤容器の製造等の量及び販売額

#### (5) 調査の方法等

##### ① 調査の方法

調査票を郵送により送付し、調査客体が記入した調査票を郵送又はフリーダイヤルによるFAX回収により回収する方法により調査票を配布・回収する。

##### ② 報告の方法

報告は、事業者の事業主又はそれに代わる者が、配布された調査票に事業者の状況を記載する方法により行う。ここで事業主に代わる者とは、調査事業者の経理担当者など、代表者に代わって調査票を記入できる者をいう。

## 2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 対象公共サービスの詳細な内容

#### ① 業務期間

契約締結日から平成27年3月31日までとする。なお、本業務期間の対象となる調査は以下のとおり。

平成26年度調査（調査票に記入を求める情報の対象期間：平成25年度（個人事業者は平成25年中、法人事業者は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了した事業年度）の実績（出ない場合は直近年度の実績）

#### ② 貸与物件

- イ 容器包装利用・製造等実態調査・他統計目的外利用名簿（以下「他統計名簿」という）
- ロ 容器包装利用・製造等実態調査・平成26年度調査客体名簿
- ハ 容器包装利用・製造等実態調査・照会対応事例集（以下「照会対応事例集」という）
- ニ 容器包装利用・製造等実態調査・前年度調査客体情報
- ホ 容器包装利用・製造等実態調査・前年度回収調査票入力データ

（注）上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴することとする。

#### ③ 業務の引継

経済産業省及び農林水産省は、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に業務の引継を行うものとする。また、民間事業者は、業務終了前に8(1)の報告等により経済産業省及び農林水産省に対して引継を行うものとする。本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、経済産業省及び農林水産省は、8(1)の報告等をもとに次期事業者への引継を行うものとする。ただし、必要に応じて経済産業省及び農林水産省が、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合は、民間事業者は応じることとする。

#### ④ 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、特に下記二、調査票の回収・督促の業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める（業務実施の具体的

な方法については、企画書（5（2）③参照）に記載する)。

また、民間事業者は定期的に経済産業省及び農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めることとする。

- ・実査準備 → 詳細は以下の イ
- ・実査 → 同 ロ～ホ
- ・審査 → 同 ヘ
- ・第1報から第3報までの集計データ及び統計表等の作成、報告 → 同 ト
- ・報告書統計表等の作成、報告 → 同 チ
- ・次年度調査に向けた準備、事業報告書の作成 → 同 リ・ヌ

#### イ 調査関係用品の印刷（実施時期：5月）

- (イ) 本業務の実施に当たり、調査客体に配布する調査関係用品を経済産業省及び農林水産省が貸与した見本を基に印刷すること。見本は入札説明会時に提示する。
- (ロ) 調査関係用品の印刷部数及び印刷仕様（紙質、色など）は、入札説明会の際に提供する。なお、平成25年度の実績は添付資料3のとおり。また、調査関係用品のうち、督促状、発信用封筒、返信用封筒については、経済産業省及び農林水産省の指示に従い、経済産業省分と農林水産省分に分けて作成すること。
- (ハ) 各調査関係用品については、経済産業省及び農林水産省ホームページ掲載用として、調査開始前に電子媒体を経済産業省及び農林水産省へ提出すること（調査票、簡易回答票については、編集可能なファイル（Word、Excel等）も併せて提出すること）。
- (ニ) 調査票及び簡易回答票（督促状に回答欄を設ける場合には督促状も含む。）にはプレプリント（送付時点で回答事業者名を印刷）を実施すること。

#### ロ 調査関係用品の配布（実施時期：6月）

- (イ) 民間事業者は、調査客体に対し、調査関係用品を配布すること。なお、経済産業省及び農林水産省の指示に従い、経済産業省担当事業者分については経済産業省を宛名とする返信用封筒を封入し、農林水産省担当事業者分については農林水産省を宛名とする返信用封筒を封入する等、それぞれの返送先に合わせて送付物を区別するよう留意すること。
- (ロ) 調査票の返送先は経済産業省担当事業者分については経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課とし、農林水産省担当事業者分については農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室とすること。また、料金受取人払いとすること。料金受取人払い承認申請は経済産業省及び農林水産省が行う。
- (ハ) 住所移転や廃業等の理由により発送後に調査票の未達が判明した事業者分については、他統計名簿より代替事業者を抽出し、追加発送を実施すること。抽出方法については添付資料4参照。
- (ニ) 平成26年度調査客体名簿を転記した名簿を基に発送状況を管理し、所定のフォーマットに基づき総務省への調査履歴登録用名簿（調査結果名簿）を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。

ハ 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応（実施時期：随時）

- (イ) 調査客体からの調査内容等に関する照会には適宜回答すること。
- (ロ) 調査客体からの問い合わせの対応については、経済産業省及び農林水産省が契約後に貸与する「照会対応事例集」に基づき対応すること。
- (ハ) 問い合わせ・苦情等の対応状況については、「容器包装利用・製造等実態調査 問合せ・苦情等の対応状況（添付資料5）」に取りまとめ、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。

ニ 調査票の回収・督促（実施時期：随時（9月頃の最終数値確定まで））

- (イ) 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に届く調査票を、週2～3回程度の頻度で回収すること。なお、一定の期間内に大量に届いた等の場合には、経済産業省又は農林水産省の求めに応じて回収すること。
- (ロ) 民間事業者は、調査客体に対し、指定した期日までに調査票を提出するように周知、徹底を図るとともに、未提出の調査客体に対して督促を行う。なお、調査票の督促方法については前年度調査における容器包装種類別・業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社で未回収の調査客体は必須としつつ、民間事業者の創意工夫により設定し、企画書にその具体的な内容を記述すること。
- (ハ) 督促状況については「容器包装利用・製造等実態調査 督促状況」（添付資料6）に必要事項を記載し、調査票の督促状況を管理すること。なお、「容器包装利用・製造等実態調査 督促状況」は、期日までに調査票等と併せて経済産業省及び農林水産省に提出すること。
- (ニ) なお、督促にハガキを用いる場合には、情報漏洩防止の観点から回答部分の保護シールを添付する等の対応をとること。

ホ 調査票の回収状況の管理及び電子化（実施時期：随時）

- (イ) 民間事業者は「容器包装利用・製造等実態調査 調査票回収状況」（添付資料7）に調査票の回収日等の必要事項を記載し、調査票の回収状況を管理する。なお、「容器包装利用・製造等実態調査 調査票回収状況」は、期日までに調査票等と併せて経済産業省及び農林水産省に提出すること。
- (ロ) 民間事業者は、回収した調査票データを電子化し、回収調査票入力データとする。

ヘ 調査票の内容審査、調査客体への疑義照会（実施時期：随時）

- (イ) 民間事業者は、回収調査票入力データについて、調査の項目ごとにエラーチェックを行い、エラーデータの補正を行うこと。エラーチェック項目については、添付資料8参照。
- (ロ) 民間事業者は、エラーチェックの結果無効票となった調査票を中心に、提出された調査票の内容について審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行う。疑義照会の結果、修正が生じた場合は調査票の内容を修正する。なお、疑義照会の状況は「容器包装利用・製造等実態調査 疑義照会状況」（添付資料9）に取りまとめ、期日までに調査票等と併せて経済産業省及び農林水産省に提出すること。

ト 第1報から第3報までの集計データ及び統計表等の作成、報告（実施時期：7月下旬、8月上旬、8月下旬）

- (イ) 民間事業者は、調査票データを集計し、第1報の集計データ及びそれを拡大推計した統計表の電子媒体を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。
- (ロ) 集計結果の数値検証のため、容器包装種類別・業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社の本年度調査と昨年度調査データとの比較表(添付資料10)(以下「上位企業データ比較表」という。)を作成し、昨年度結果との比較検証を行い、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。
- (ハ) 第2報及び第3報についても同様に対応すること。
- (ニ) なお、第3報の際には、容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料(暫定版)を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。集計方法、拡大推計、比率等の算出方法については添付資料11参照。量・比率等に関する容器包装リサイクル法及び関連省令における規定については添付資料12参照。

#### チ 報告書統計表等の作成、報告(実施時期:9月中旬)

- (イ) 民間事業者は、報告書統計表(集計データを拡大推計して得た調査結果の最終版)の電子媒体を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。また、併せて集計データ(最終版)及び上位企業データ比較表(最終版)を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。
- (ロ) 報告書統計表から、容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料(最終版)を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。

#### リ 次年度調査に向けた準備(実施時期:10月から3月まで)

- (イ) 次年度調査客体の抽出計画作成時点において利用する最新の他統計名簿について、経済産業省及び農林水産省と共同で目的外利用申請(二次利用申請)を行うこと。また、他統計名簿を基に平成27年度調査客体の抽出計画を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。
- (ロ) 民間事業者は、抽出計画に基づき平成27年度調査の第1報発送リストを作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。
- (ハ) 第1報発送リストは、所定のフォーマットに基づき総務省に提出する調査対象名簿の形式とし、経済産業省及び農林水産省に提出・依頼し、総務省の重複是正を受けること。重複是正指示があつた場合には、各他統計名簿より代替事業者を抽出し、平成27年度調査客体名簿を作成し、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。なお、発送リストには各事業者の抽出元の統計名及び業種を明記すること。
- (ニ) 2(1)⑦ホ及びヘに基づき、照会対応事例集の修正を行い、期日までに経済産業省及び農林水産省に提出すること。

#### ヌ 事業報告書の作成(実施時期:3月)

調査の実施状況等について事業報告書に取りまとめ、期日までに経済産業省及び農林水産省へ提出すること。

## ⑤ 情報セキュリティ管理

- イ 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して適正な調査情報の管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルは企画書と併せて提出し、経済産業省及び農林水産省の審査を受けること。
- ロ 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は契約終了時までに裁断・粉碎等により必ず廃棄すること。
- ハ 情報セキュリティに関する事故が発生した場合は、速やかに経済産業省及び農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議すること。

## ⑥ 納品物件（納品時期）

以下のイ～ヘを経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室にそれぞれ納入すること。納入時期が土曜、日曜、祝祭日の場合は、その前日までに納品すること。なお、調査票原票以外の納入物件は電子媒体（CD-ROM（透明テキスト付きPDFファイルを含む。）とする。

- イ 各調査関係用品電子媒体（調査開始前）
- ロ 第1報～第3報までの集計データ、統計表、上位企業データ比較表（7月下旬、8月上旬、8月下旬）
- ハ 容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料（暫定版）（8月下旬）
- 二 報告書統計表、集計データ（最終版）、上位企業データ比較表（最終版）、容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料（最終版）、調査履歴登録用名簿（調査結果名簿）（9月中旬）
- ホ 平成27年度調査客体の抽出計画、平成27年度調査の第1報発送リスト（平成27年2月頃）
- ヘ 事業報告書、調査票原票、回収調査票入力データ（エラー等チェックを経た最終版）、照会対応事例集、問合せ・苦情等の対応状況（最終版）、督促状況（最終版）、調査票回収状況（最終版）、疑義照会状況（最終版）、平成27年度調査客体名簿（平成27年3月31日）

## ⑦ 業務受託に関する留意事項

### イ 設備と場所

民間事業者は、本業務を実施するために、調査関係資料を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

### ロ 名称の使用等

民間事業者は、「容器包装利用・製造等実態調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称は、調査客体へ送付する「依頼文」に明記する。

### ハ 連絡・調整担当者

民間事業者は、本業務の適切な実施を確保するために、経済産業省及び農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務時間内（平日9:30～18:15）においては、速やかに連絡・

調整が取れる状態を保つこととし、経済産業省及び農林水産省との連絡・調整は、この担当者を経ることとする。

## 二 研修の実施

本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できる研修を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては、事前に経済産業省及び農林水産省の了解を得ること。

### 木 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の(ⅰ)又は(ⅱ)の場合、速やかに業務の改善策（経済産業省及び農林水産省への提案を含む）を作成及び提出し、経済産業省及び農林水産省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、経済産業省及び農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

(ⅰ) 民間事業者が実務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

(ⅱ) 経済産業省及び農林水産省が、8(1)①に示す報告や2(1)⑥に示す納入物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合。

### ヘ 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等）を経済産業省及び農林水産省に対して行う。

## （2）入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、経済産業省及び農林水産省は、質の確保状況について、8(1)①に示す報告及び2(1)⑥に示す納入物件により毎月確認（モニタリング）する。

### ① スケジュールの遵守

本業務の実施に当たり、経済産業省及び農林水産省と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

### ② マニュアルによる対応

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、照会対応事例集に沿って対応すること。

### ③ 基準日における目標有効回答率

一連の業務（督促業務等）を通じ、容器包装リサイクル法に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る量・比率等の数値案及びその算定関係資料の最終セット時点（9月中旬）における調査票の有効回答率が、企業規模別に、平成20年度から平成24年度調査までの実績値の平均（大企業62.5%、中企業47.4%、小企業43.7%）を上回らなければならない。（大企業・中企業・小企業の区分については抽出計画（添付資料13）参照）。有効回答とは、添付資料8に基づきエラーチェックを実施した上で、集計対象として問題ないと判断された調査票のこと。

なお、目標有効回答率を下回った場合は、事業報告書において、実績有効回答率が目標有効回答率を下回った要因について分析し、経済産業省及び農林水産省に報告するとともに、有効回答率の達成を確保する上で必要な改善策を提示する。

#### ④ 報告期日、審査

報告期日までに報告をするとともに、調査票の審査、調査結果表の検討、集計した結果については、経済産業省及び農林水産省が指示する事項すべてについて行うこと。

### (3) 契約の形態及び支払

#### ① 契約の形態

契約の形態は、請負契約とする。

#### ② 契約金額の支払い

経済産業省及び農林水産省は、民間事業者による業務終了後、8（1）①に示す報告等により、適正な実施がなされたことを確認し、契約金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、経済産業省及び農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

## 3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、契約締結日から平成27年3月31日までとする。

## 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条(第11号を除く)に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 経済産業省及び農林水産省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (6) 入札説明会に参加した者であること。
- (7) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。  
なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (8) 本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、外部有識者又は外部有識者が属する民間事業者でないこと。

## 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 入札に係るスケジュール（予定）

① 入札公告	平成 26 年 3 月中旬
② 入札説明会	平成 26 年 3 月下旬
③ 質問受付期限	平成 26 年 4 月上旬
④ 入札書等提出期限	平成 26 年 4 月中旬（質問受付期限から 1 週間程度後）
⑤ 企画書の審査等	平成 26 年 4 月中旬
⑥ 開札及び落札者の決定	平成 26 年 4 月中旬
⑦ 契約締結	平成 26 年 4 月下旬

### (2) 入札の実施手続

#### ① 入札説明後の質問送付

入札公告以降、経済産業省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、経済産業省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び経済産業省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

#### ② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札実施要項に記載された期日と方法により、経済産業省まで提出すること。

##### イ 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記した書類  
ロ 企画書

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

##### ハ 資格審査結果通知書

平成 25・26・27 年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

##### ニ 暴力団排除に関する書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類。

#### ③ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、6 で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

##### 【提案要求事項】

- 1.1 実施計画
- 2.1 実施体制・役割分担
- 2.2 組織の専門性、実績、資格

- 2.3 設備・環境
- 2.4 研修（教育）
- 2.5 セキュリティ対策
- 3.1 調査関係書類・用品の作成・印刷・配布
- 3.2 協力依頼
- 3.3 照会（問合せ・苦情等）対応
- 3.4 調査票の回収・審査・疑義照会
- 3.5 督促
- 3.6 調査票の電子データ作成、集計
- 3.7 結果表（数値案）の作成
- 3.8 名簿データ等の整備

【添付資料】

- 4.1 設備・実施環境
- 4.2 実施体制及び研究者略歴
- 4.3 会社としての実績

なお、上記について経済産業省及び農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求める事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載する。

## 6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」（別紙1）のとおり。

### （1）落札者を決定するための評価の基準

#### ① 技術点（得点配分 200 点）

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）、また、効果的なものであるか（加点項目）についてを行い、必須項目審査の得点（以下「基礎点」という。）と加点項目審査の得点（以下「加点」という。）の合計点を技術点とする。

##### イ 基礎点（50 点）

必須項目について審査を行い、そのすべてを満たしている提案には基礎点 50 点を与え、その一つでも満たしていない場合は失格とする。

##### ロ 加点（150 点満点）

必須項目の審査で合格になった入札者に対して、「評価項目一覧表」（別紙1）上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を相対評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表1 審査基準」により0点から3点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表1 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載無し、又は期待できない	0

## ② 入札価格点（得点配分 100 点）

入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格にかかる得点配分は 100 点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格にかかる得点配分} (100 \text{ 点})$$

## (2) 落札者の決定

### ① 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「② 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ロ 「評価項目一覧表」（別紙 1）に記載される要件のうち必須とされる項目を、すべて満たしていること。

### ② 総合評価点の計算

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= [\text{技術点}] + [\text{入札価格点}] \\ &= [\text{基礎点} (50 \text{ 点}) + \text{加点} (150 \text{ 点満点})] + [(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}] \end{aligned}$$

### ③ その他

- イ 必須審査項目を満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ロ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い 1 者を落札者とすることがある。
- ハ 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない経済産業省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- ニ 経済産業省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

## 7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙 2）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

## 8. 民間事業者が経済産業省及び農林水産省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

### (1) 民間事業者が報告すべき事項

#### ① 報告等

2 (2) で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(イ)～(ハ)について経済産業省及び農林水産省に報告すること。また経済産業省及び農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- (イ) 調査拒否等報告（6～9月頃）
- (ロ) 問合せ・苦情等対応状況（6～9月頃）
- (ハ) 調査票回収・督促状況（6～9月頃）
- (ニ) 疑義照会状況（6～9月頃）
- (ホ) 勤務体制（調査開始前：5月頃）

①業務担当者の配置実績及び勤務体制表

②調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告

③勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告

④督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告

- (ハ) 事業報告書

平成 26 年度調査：平成 27 年 3 月 31 日

#### ② 調査

経済産業省及び農林水産省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする経済産業省及び農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

イ 経済産業省及び農林水産省から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

ロ 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に経済産業省及び農林水産省から不正行為の有無

を確認する。

### ③ 指示

経済産業省及び農林水産省は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

## (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して経済産業省及び農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

## (3) 契約に基づき民間事業者が講すべき措置

### ① 請負業務の開始及び中止

#### イ 請負業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

#### ロ 本業務の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、経済産業省及び農林水産省の承認を受けなければならない。

### ② 公正な取扱い

#### イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

#### ロ 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

### ③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

### ④ 宣伝行為の禁止

#### イ 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、経済産業省及び農林水産省や「容器包装利用・製造等実態調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が容器包装利用・製造等実態調査の業務の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

#### ロ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

## ⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

## ⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

## ⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

## ⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

## ⑨ 権利義務の帰属等

イ 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は経済産業省及び農林水産省に帰属する。

ロ 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、経済産業省及び農林水産省の承認を受けなければならない。

## ⑩ 契約による自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、経済産業省及び農林水産省の許可を得ることなく自ら行う事業又は経済産業省及び農林水産省以外の者との契約（経済産業省及び農林水産省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

## ⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は経済産業省及び農林水産省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

## ⑫ 再委託の取扱い

### イ 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

### ロ 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

### ハ 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で経済産業省及び農林水産省の承認を受けなければならない。

### 二 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

## ホ 再委託先の義務

再委託先は、上記8.（2）及び（3）②から⑪までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

### ヘ 民間事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

## ⑬ 契約内容の変更

民間事業者並びに経済産業省及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

## ⑭ 契約の解除

経済産業省及び農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

## ⑮ 契約解除時の取扱い

### イ 契約解除時の請負報酬の支払い

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、経済産業省及び農林水産省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる請負報酬を支払う。

### ロ 契約解除時の違約金と本業務の完了

イに該当する場合、民間事業者は、契約金額の108分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として経済産業省及び農林水産省が指定する期日までに納付するとともに、経済産業省及び農林水産省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

### ハ 延滞金

経済産業省及び農林水産省は、民間事業者が上記ロの金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

## 二 損害賠償

経済産業省及び農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

## ⑯ 不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部又は一部の履行が遅延または不能となった場合は当該履行遅延または履行不能による責任を負わないものとする。

## ⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と経済産業省及び農林水産省が協議するものとする。

## **9. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任等**

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

### **(1) 民間事業者に対する求償**

経済産業省及び農林水産省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、経済産業省及び農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について経済産業省及び農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、経済産業省及び農林水産省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

### **(2) 経済産業省及び農林水産省に対する求償**

民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について経済産業省及び農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は経済産業省及び農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

### **(3) その他**

- ① 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって経済産業省及び農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、経済産業省及び農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- ② 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2 (1) ⑥ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数 1 日につき契約金額の年 5 パーセントの割合で計算した額を経済産業省及び農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

## **10. 対象公共サービスの評価に関する事項**

### **(1) 実施状況に関する調査の時期**

経済産業省及び農林水産省は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 27 年 6 月以降を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 27 年 3 月末時点における状況を調査するものとする。

### **(2) 調査の実施方法**

経済産業省及び農林水産省は、8 (1) の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

### (3) 調査項目

- ① 8 (1) ①イ(イ)～(ヘ)に掲げる項目
- ② 調査票及び統計表の検証状況
- ③ 実際に本業務の実施に要した経費

### (4) 意見聴取等

経済産業省及び農林水産省は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

### (5) 実施状況等の提出

経済産業省及び農林水産省は、本業務の実施状況等について、10 (1) の評価を行うため、平成 27 年 5 月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、経済産業省及び農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聞くものとする。

## 11. その他本業務の実施に際し必要な事項

### (1) 本業務実施状況等の監理委員会への報告及び公表

経済産業省及び農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

### (2) 経済産業省及び農林水産省の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、8. により行うこととする。

### (3) 主な民間事業者の責務

- ① 法第 25 条第 2 項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。
- ⑥ 本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民

間事業者はそのための措置を講ずること。

#### (4) 評価委員会の開催

経済産業省は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的技術的知見を得るために、経済産業省・農林水産省及び外部有識者を構成員とする評価委員会を開催することとする。

## 容器包装利用・製造等実態調査の概要

### 1. 調査の目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」では、第 11 条、第 12 条、第 13 条において、特定容器利用事業者、特定容器製造事業者、特定包装利用事業者は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務づけられており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するための手法を提示する必要がある。具体的には、第 11 条～第 13 条、第 2 項、第 1 号及び第 2 号に掲げる主務大臣が定める比率、量、算定方法を確定することが求められており、製品・容器包装の流通経路に応じた排出データ等の収集と分析が必要となる。

本調査は、国内の容器製造事業者、容器包装製品の利用事業者を対象にその利用、製造に係る実態を把握し、事業者の容器包装廃棄物の再商品化義務量算定の情報を収集、分析することを目的として実施するものである。本調査の結果は、毎年秋の産業構造審議会に報告され、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務量に関する省令・告示等に関する関係者の意見聴取等を経て、所要の省令・告示の改正を行い官報にて告知されることとなる。

### 2. 調査実施主体

経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省及び環境省の 5 省庁で実施。ただし、調査票発送、調査票分析等本調査に係る業務は経済産業省・農林水産省両省で担当。

### 3. 調査方法

- ・統計法の規定による一般統計調査として実施（総政審第 180 号（平成 22 年 5 月 11 日）承認）。
- ・調査票は郵送で調査対象企業に送付。抽出調査。
- ・調査フローは以下に示すとおり。

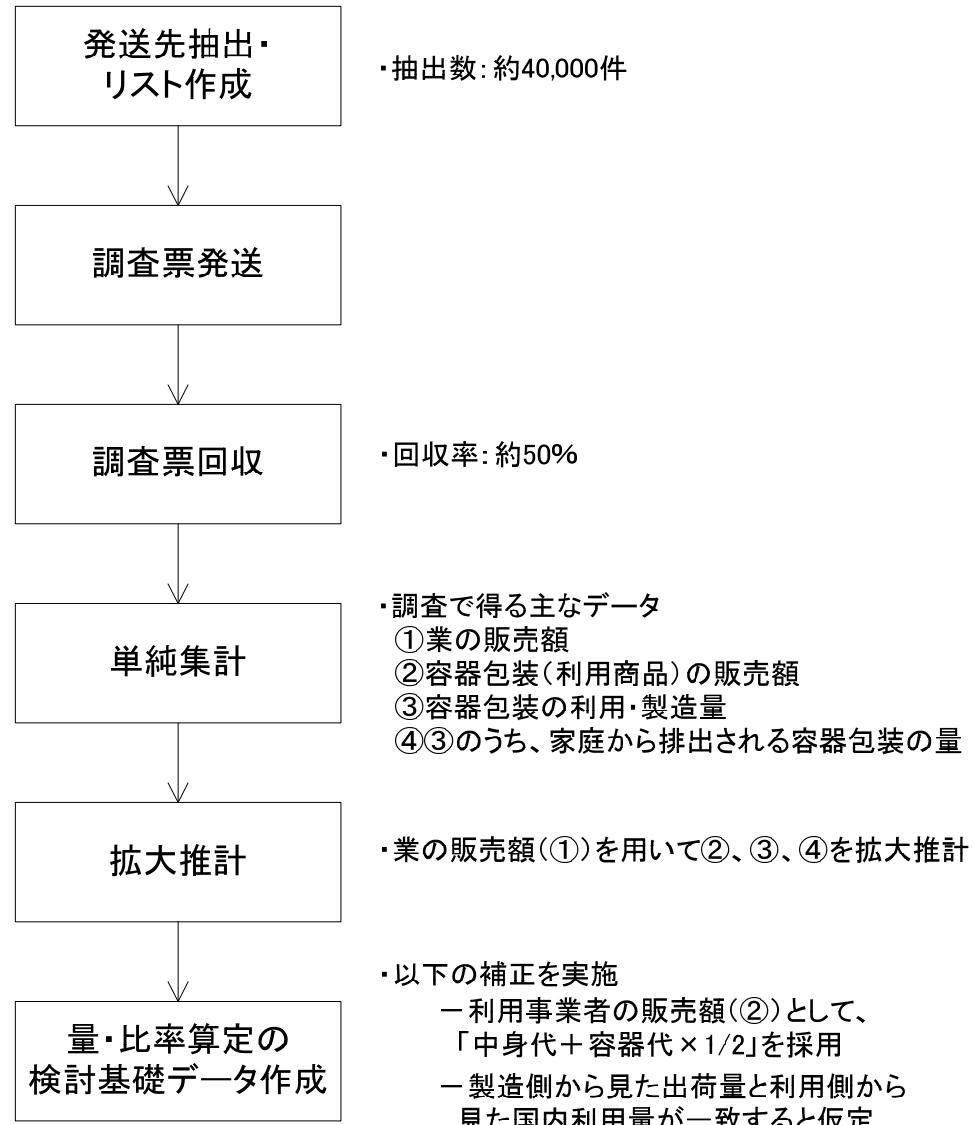


図 調査フロー

#### 4. 調査内容

本調査で算出する数値は、審議会において、再商品化義務量に関する省令・告示等に関する容器包装リサイクル法第44条に規定する意見聴取等にかける以下の公表数値の基礎データである。次図にこれら公表数値の再商品化義務量算定手順における位置づけを示す。

##### 〈公表数値〉

- ・特定事業者責任比率 (法第11条第3項)
- ・特定容器比率 (法第11条第2項第1号)
- ・業種別比率 (法第11条第2項第2号イ)
- ・業種別特定容器利用事業者比率 (法第11条第2項第2号ロ)
- ・業種別特定容器利用事業者総排出見込量 (法第11条第2項第2号ニ)
- ・業種別特定容器製造事業者総排出見込量 (法第12条第2項第2号ニ)
- ・特定包装利用事業者総排出見込量 (法第13条第2項第3号)
- ・事業系比率 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第10条及び11条の3並びに特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第2条)

※法律及び省令の規定内容については（添付資料12）参照。

#### 5. 調査対象事業者の抽出

本調査では、次ページの図に示すように、容器包装を利用・製造等している可能性がある業種として、製造業、卸売業、小売業、外食産業、農業、漁業を調査対象業種に選定。また、これらの業種別に他統計名簿より調査対象とする事業者を無作為に抽出する（約40,000社）。

抽出にあたっては、業種別・規模別に誤差率が一定以下となるよう「抽出計画」を策定し、発送数を決定する。なお、昨年度調査において容器包装の利用・製造等の量が大きかった事業者については、調査精度を確保する観点から、次年度においても必ず調査対象に含めることとしている。

		該当する可能性のある業態	捕捉できる統計台帳	備考
容器包装を用いる者	①容器包装を付した製品を製造・販売する者	家庭で消費される商品を製造(製造業)	工業統計 (ほぼ全業種)	
	②商品に容器包装を付して販売する者	家庭向けの商品を小売(小売業) 飲食品を飲食店が小売(飲食店業)	経済センサス(小売業) 経済センサス(飲食店)	
		生産した農林產品を自ら販売(農業、林業)	世界農林業センサス (農家・林家)	※ 工場等で加工している場合は①となり、工業統計で捕捉
		漁獲物を自ら販売(漁業)	漁業センサス	
	③①、②を他の者に委託する者	コンビニ、スーパーなどでP B ブランド品を企画・販売(小売業) 農林產品に産地ブランドを付け販売(農事法人)	経済センサス(小売業) 世界農林業センサス	
		漁獲物に産地ブランドを付け販売(漁業組合)	経済センサス	※ 漁業組合は、商業統計で捕捉可能
	④容器包装が付された商品を輸入する者	家庭で消費される商品を輸入(輸入業)	経済センサス(卸売業)	
容器を製造等する者	⑤④を他の者に委託する者	家庭で消費される商品を製造している者が商社等に輸入委託(製造業) コンビニ、スーパーなどのP B ブランド品を企画・販売(小売業)	工業統計 (ほぼ全業種) 経済センサス(小売業)	
	⑥容器を製造・輸入する者	容器を製造している者(製造業) 容器を輸入している者(輸入業)	工業統計 経済センサス(卸売業)	
	⑦⑥を他の者に委託する者	全産業		

図 調査対象とした業種と他統計名簿

## 6. 調査票の設計

本調査では、再商品化義務量算定のための最終数値を算定する必要があることから、次図に示すとおり、容器包装の素材別に「容器包装の利用・製造等の形態」「容器利用事業者について、容器包装の利用量、容器を用いた商品の販売額」「容器製造等事業者について、出荷先別の容器の出荷量及び販売額」を調査項目としている。

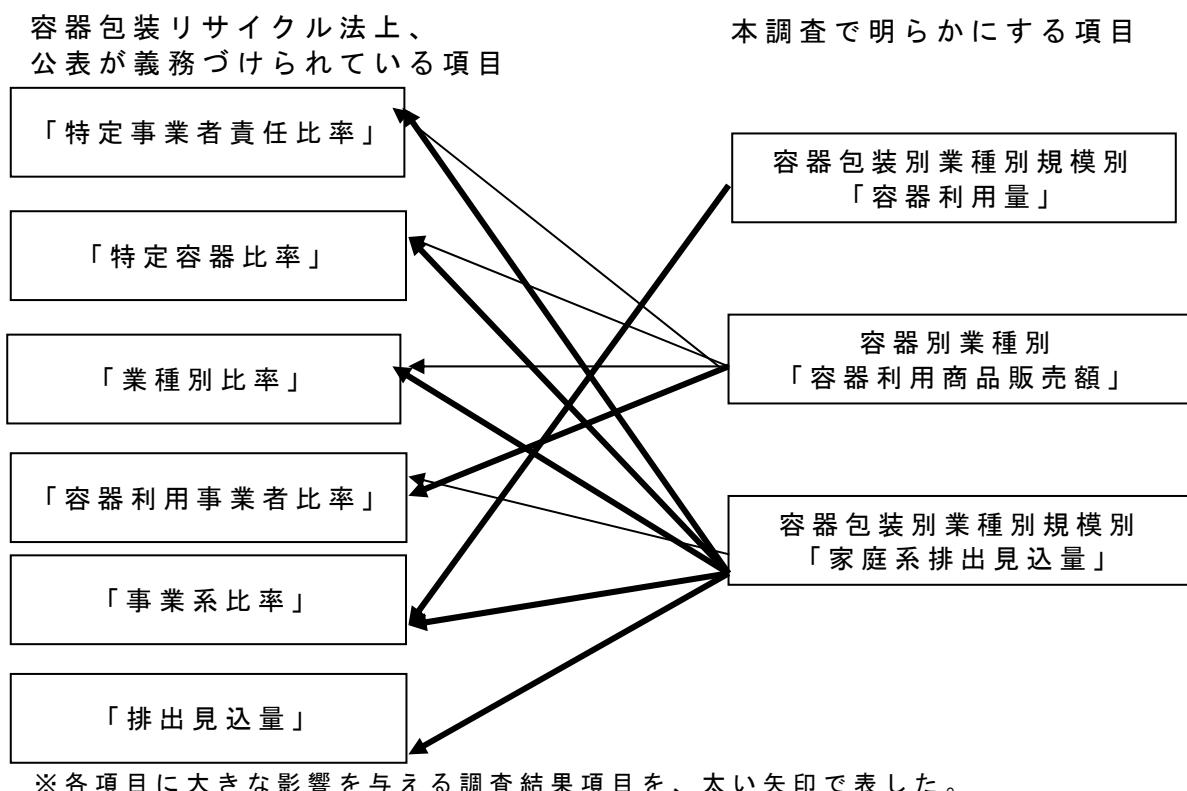


図 再商品化義務量算定のための最終数値と容器包装利用・製造等実態調査項目との関係

また、本調査は抽出調査であることから、後述のとおり、集計データの拡大推計を行う必要がある。その際、容器包装の利用・製造等を行っていない事業者分についても販売額等のデータが必要であることから、そのような事業者向けに簡易回答票を作成している。

具体的な調査票の調査項目とその用途は次表に示すとおりである。なお、調査票の設計にあたっては、回答者の正確かつスムーズな回答を促進する観点から、問い合わせ内容を集計・分類し、毎年見直しを行っている。

表 調査項目とその用途

項目	用途	
フェイスシート	従業者数 総販売額	特定事業者か否かの判断に使用
1. 自ら営む業務の内容とその販売額について	業務毎の販売額	調査結果の拡大推計に使用
2. 容器包装の利用又は製造等の形態について	委託受託の関係 容器包装利用・製造等の形態	委託・受託の関係に起因する誤回答、利用・製造等の形態に起因する誤回答を防ぐ
3. 容器包装の利用の量及び販売額	容器利用商品販売額(①)  輸出品利用量(②)  国内利用量(③)  自主回収認定容器利用量(④)  容器包装利用量(⑤)  容器包装回収量(⑥)  ⑤-⑥のうち業務用容器包装量(⑦)  家庭系排出比率(⑧)	最終数値、特に「容器利用事業者比率」の算定  拡大推計結果の補正(利用量=製造量)  排出見込量の算定(誤回答の防止)、データチェック  事業系比率の算定  排出見込量の算定(誤回答の防止)、データチェック  排出見込量の算定、データチェック
4. 容器の製造の量及び販売額	容器の販売額(①)  国内出荷量(②)  回収容器量(③)  ②-③のうちの業務用出荷量(④)	最終数値、特に「容器利用事業者比率」の算定  排出見込量の算定(誤回答の防止)、データチェック

注) 網掛けは簡易回答票に記載の項目

## 7. 調査票の発送・回収

平成 24 年度調査の回収状況は次表のとおりであり、発送数 35,011 票（未達分を除く）のうち 20,309 票を回収した。回収率は 58.01% であり、平成 23 年度（55.57%）とほぼ同水準であった。

表 平成 24 年度調査の回収状況

業種	発送数	回収数	回収率
製造業	13,173	8,255	62.67%
卸・小売業	12,172	7,703	63.28%
外食産業	2,682	1,070	39.90%
農業	6,529	3,150	48.25%
漁業	455	131	28.79%
合計	35,011	20,309	58.01%

注) 発送数に未達分は含まない

## 8. 回答データの集計（拡大推計）

本調査は悉皆調査ではなく抽出調査であることから、全事業者を対象とした数値となるよう、販売額による拡大推計を行う。

拡大推計にあたっては、抽出業種別、抽出規模別に、対象事業者を抽出した既存統計（工業統計等）の販売額合計値（b）とアンケート調査から得られた業務毎の販売額（「1. 自ら営む業務の内容とその販売額について」より）を基に以下に示す拡大係数を設定し、回答データ（容器包装の利用量、販売額など）を拡大する。

$$\text{拡大係数} = \frac{\text{既存統計の販売額合計値 (b)}}{\text{アンケート調査から得られた販売額合計値}}$$

拡大したデータは、利用／製造別、容器包装種類別、業種別、事業者規模別に集計し、事業者の容器包装廃棄物の再商品化義務量算定に係る量、比率を算定するための基礎数値となる。

## 容器包装利用・製造等実態調査票の発送区分について

1. 調査票の発送区分は下記のとおり。

発送区分	
農林水産省	農林水産省所管業種を主たる業種とする事業主体
経済産業省	経済省所管業種、厚生労働省所管業種及び財務省所管業種を主たる業種とする事業主体

※本調査は農林水産省・経済産業省・厚生労働省・財務省・環境省の5省庁共同で調査を行うものだが厚生労働省・財務省分については、経済産業省がまとめて一括で調査を行うこととしている。

2. 日本標準産業分類に基づく具体的分類は下記のとおり。

発送区分	
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業（大分類A）、林業（大分類B）の内の「販売農家」及び「農事組合法人」</li><li>・ 漁業（大分類C）の内の「漁家」</li><li>・ 食料品製造業（中分類09）、清涼飲料製造業（小分類101） 茶・コーヒー製造業（小分類103）、製氷業（小分類104） 飼料・有機質肥料製造業（小分類106）</li><li>・ 飲食料品卸売業（中分類51）、飲食料品小売業（中分類57） 一般飲食店（中分類70）</li></ul> <p>をそれぞれ主たる業種とする事業主体</p>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 製造業（大分類F）の内、上記以外</li><li>・ 卸売業・小売業（大分類J）の内、上記以外</li></ul> <p>をそれぞれ主たる業種とする事業主体</p>

※なお、重複はそれほど生じないものと考えられるがサンプリングにより、重複するケースが生じた場合には、調整により一本化することとする。

別 紙

調 査 の 共 同 実 施 に つ い て

1. 容器包装利用・製造等実態調査は、経済産業省、農林水産省が合同で実施するものである。
2. 経済産業省調査対象業種：経済産業省所管業種、厚生労働省所管業種及び財務省所管業種を主たる業種とする事業体  
農林水産省調査対象業種：農林水産省所管業種を主たる業種とする事業体
3. 当該調査の結果は、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者の再商品化義務量の算定の基礎データとして活用するものであり、両省が共同して活用するものである。
4. 従って、集計業務及び情報処理も一括して行うこととした。

## (添付資料2)

**容器包装利用・製造等実態調査 業種別調査客体数**  
**(参考：以下数値は平成25年度実績)**

規模	業種	全数発送 フラグ	母集団	抽出率	発送数	回収率	標本数	誤差率
大	【食料品製造業】	1	231	100.00%	231	60.00	139	5.26
	〔清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業〕	1	26	100.00%	26	60.00	16	15.50
	【酒類製造業】	1	13	100.00%	13	60.00	8	22.37
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	33	100.00%	33	60.00	20	13.97
	医薬品製造業	1	88	100.00%	88	60.00	53	8.54
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1	12	100.00%	12	60.00	7	24.97
	その他製造業	1	1,954	100.00%	1,954	60.00	1,172	1.81
	【卸売業】	1	4,463	100.00%	4,463	60.00	2,678	1.20
	【小売業】	1	1,994	100.00%	1,994	60.00	1,196	1.79
	外食産業	1	397	100.00%	397	60.00	238	4.03
	農家・林家	-	-	-	-	-	-	-
	農事組合法人	1	147	100.00%	147	60.00	88	6.64
	漁家	-	-	-	-	-	-	-
	【食料品製造業】	1	729	100.00%	729	40.00	292	4.44
	〔清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業〕	1	73	100.00%	73	40.00	29	14.23
	【酒類製造業】	1	45	100.00%	45	40.00	18	18.09
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	85	100.00%	85	40.00	34	13.10
中	医薬品製造業	1	99	100.00%	99	40.00	40	12.02
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1	34	100.00%	34	40.00	14	20.39
	その他製造業		5,024	43.79%	2,200	40.00	880	3.00
	【卸売業】		16,672	15.04%	2,508	40.00	1,003	3.00
	【小売業】		8,660	27.42%	2,375	40.00	950	3.00
	外食産業		16,064	15.58%	2,503	40.00	1,001	3.00
	農家・林家		9,392	25.50%	2,395	40.00	958	3.00
	農事組合法人		293	100.00%	293	40.00	117	7.03
	漁家		470	100.00%	470	40.00	188	5.54
	【食料品製造業】		40,111	5.48%	2,197	35.00	769	3.50
小	〔清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業〕		3,453	52.88%	1,826	35.00	639	3.50
	【酒類製造業】		1,743	88.70%	1,546	35.00	541	3.50
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		753	100.00%	753	35.00	264	4.86
	医薬品製造業		457	100.00%	457	35.00	160	6.25
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		379	100.00%	379	35.00	133	6.86
	その他製造業		325,937	0.69%	2,234	35.00	782	3.50
	【卸売業】		209,043	1.07%	2,231	35.00	781	3.50
	【小売業】&外食産業		1,329,305	0.17%	2,240	35.00	784	3.50
	農家・林家・漁家		1,573,541	0.14%	2,240	35.00	784	3.50
	農事組合法人		3,603	51.07%	1,840	35.00	644	3.50
計	合計		3,555,323		41,110			
	大規模				9,358			
	中規模				13,809			
	小規模				17,943			

注) 食料品製造業～その他製造業：「工業統計表・企業編」(平成22年)

(小規模に含まれる3人以下の事業所数については、「工業統計表・産業編」(平成20年)の数値を用いた。)

卸売業：仲立業、代理商を除く「平成21年経済センサス-基礎調査」

小売業：「平成21年経済センサス-基礎調査」

外食産業：「平成21年経済センサス-基礎調査」

農家・林家・農事法人：「2010年農林業センサス」

漁家：「2008年漁業センサス」

添付資料3 印刷部数及び印刷仕様

1. 調査票等

種類	規格			印刷部数	加工内容
	用紙	印刷	枚数		
調査票	・OKプリンス上質エコG100 A判 35kg ・A4判8枚	オフセット両面1色刷 ※ ナンバリング2カ所	1部	41,500	中閉じ2カ所止め 巻き三折り
記入説明書	・OKプリンス上質エコG100 A判 35kg ・A4判8枚	オフセット両面1色刷 ※	1部	41,500	中閉じ2カ所止め 巻き三折り
依頼状・説明会案内	・OKプリンス上質エコG100 A判 35kg ・A4判	オフセット両面1色刷 ※	1枚	41,500	巻き三折り
Q&A集	・OKプリンス上質エコG100 4/6 判55kg ・B5判	オフセット両面1色刷 ※	1枚	41,500	巻き三折り
簡易回答票	・OKプリンス上質エコG100 A判 35kg ・A4判	オフセット片面1色刷 ※ ナンバリング1カ所	1枚	41,500	巻き三折り
督促状	・OKプリンス上質エコG100 4/6 判86.5kg ・A5判4枚	オフセット両面1色刷 ※	1枚	68,850	二折り
発信用封筒	・長3サイズ(窓無、特注) ・L封筒用紙R40 ・古紙パルプ配合率40% ・のり付き	(片面1色刷※)	1枚	41,500 ( 22,140 ) 19,360	カマス貼り
返信用封筒	・長3サイズ(特注) ・L封筒用紙R40 ・古紙パルプ配合率40% ・のり付き	(片面1色刷※)	1枚	41,500 ( 22,140 ) 19,360	カマス貼り

※芳香族成分が1%以下の溶剤(動植物油系などの溶剤を含む)のみを用いる印刷用インキを使用。  
※別添、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を満たしていること。

## 20-2 印刷

## (1) 品目及び判断の基準等

印刷  ※コピー用紙を使用しての紙媒体、 コピー用紙の判断基準を満たすもの。	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p><b>&lt;共通事項&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li> <li>②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</li> <li>③印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。</li> <li>④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</li> </ul> <p><b>&lt;個別事項&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①オフセット印刷 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</li> <li>イ. インキの化学安全性が確認されていること。</li> </ul> </li> <li>②デジタル印刷 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。</li> <li>イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</li> <li>②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</li> <li>③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。</li> <li>④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</li> <li>⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</li> <li>⑥製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資</li> </ul>
---	---

源により製造されたバージンパルプには適用しない。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
- 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
- 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
- 4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
- 5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
- ア. Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
- イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」
- ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- 6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。
- 7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。
- | インキの種類                      | 植物由来の油含有量比率      |
|-----------------------------|------------------|
| 新聞オフ輪インキ                    | 30%以上            |
| ノンヒートオフ輪インキ                 | 30%以上            |
| 枚葉インキ<br>(ただし、金、銀、パール、白インキ) | 20%以上<br>(10%以上) |
| ビジネスフォームインキ                 | 20%以上            |
| ヒートセットオフ輪インキ                | 7%以上             |
| 各種UVインキ                     | 7%以上             |
- 8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 9 判断の基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリントイング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
- 11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
- ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」(平成23年9月

1日改訂)に適合していること。

イ、特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

ウ、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること(MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。)。

1.2 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

1.3 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*／ 樹脂含浸紙(水溶性の もの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*／ ポリエチレン等樹脂 コーティング紙／ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙／グラシ ンペーパー／インデ ィアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシ 一ペーパー(C)*／樹脂 含浸紙(水溶性のもの を除く)／硫酸紙／タ ーポリン紙／ロウ紙／ セロハン／合成紙／カ ーボン紙／ノーカーボ ン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発泡紙／芳香 紙

② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考) 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 \* 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基 準
製版	デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印 刷	VOC の発生抑制	廃エス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
		輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減 損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。
	製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
	製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関する印刷役務の一部の工程を行う者は適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクルは、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
- 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
- 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

御中					
作成年月日： 年 月 日					
件名：					
資 材 確 認 票					
○○印刷株式会社					
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名
用紙	本文	<input checked="" type="radio"/>	A	上質紙	○○製紙／○○
	表紙	<input checked="" type="radio"/>	A	コート紙	○○製紙／○○
	見返し	<input checked="" type="radio"/>	A	上質紙	○○製紙／○○
	カバー	-	-		
インキ類		<input checked="" type="radio"/>	A	平版インキ	○○インキ／○○
加工	製本加工	<input checked="" type="radio"/>	A	PUR系ホットメルト	○○化学／○○
	表面加工	<input checked="" type="radio"/>	A	OPニス	○○化学／○○
	その他加工	-	-		
その他					

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	<input checked="" type="radio"/>
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

作成年月日： 年 月 日			
<u>御中</u>			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト			
<u>〇〇印刷株式会社</u>			
工程	実 現	基 準（要求内容）	
製版	はい／いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	はい／いいえ	③廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じている。	
	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。	
	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。	
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	表面加工	はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。	
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。		
はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。		

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

## (2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

## 容器包装利用・製造等実態調査 抽出方法

本調査における調査票発送企業は、台帳業種別に一定の誤差率を得るために必要な発送数分を決定する。その上で、業種別に特に大規模でその回答が欠けていた場合、拡大推計の精度が低下すると考えられる事業者については「大手事業者リスト」として必ず発送することとし、そのリスト数分を台帳別業種別発送数から差し引いた数を台帳からランダムに抽出する。

### (1) 抽出計画

平成 8 年度から始まった本調査では、これまで業種区分設定の見直しや、規模別業種別の誤差率設定の見直しなどを行いつつ抽出計画を策定してきた。以下の表に、本調査における過去の抽出計画数の推移とその変化要因を示す。

表 1-1 これまでの抽出計画数

年度	抽出計画数	実際の発送数	要因
H8 年度	83,766	(82,347)	
H9 年度	58,258	(57,984)	業種区分を大きく変更
H10 年度	35,460	(34,632)	小、中規模の業種区分の変更及び小規模の誤差率を 3.5 に
H11 年度	41,777	(40,486)	中規模の業種区分を基に戻す
H12 年度	41,741	(40,061)	昨年度と同様
H13 年度	41,322	(40,638)	昨年度と同様
H14 年度	41,870	(40,353)	昨年度と同様
H15 年度	41,269	(39,577)	昨年度と同様
H16 年度	41,174	(39,488)	昨年度と同様
H17 年度	41,415	(37,751)	昨年度と同様
H18 年度	40,698	(39,145)	昨年度と同様
H19 年度	39,700	(39,644)	昨年度と同様
H20 年度	39,614	(38,482)	昨年度と同様
H21 年度	41,088	(37,844)	昨年度と同様
H22 年度	40,626	(38,542)	昨年度と同様
H23 年度	41,141	(35,941)	昨年度と同様
H24 年度	40,508	(35,011)	昨年度と同様
H25 年度	41,110	—	—

当年度調査においても、統計的な誤差率を大規模、中規模事業者については3、小規模事業者については3.5に設定し、計画発送数を40,000件程度とする想定している。

なお、本統計調査を用いて算出した量・比率等（案）を主務省審議会において審議するので、この審議結果によっては、総務省の承認の上、抽出方法が変更となる可能性がある。その際は経済産業省及び農林水産省から必要な指示を行うので、その指示に従って抽出すること。平成24年度事業における抽出計画は下表のとおり。







表 1-5 業種別規模別発送数（全体）

規模	業種	全数発送 フラグ	母集団	抽出率	発送数	回収率	標本数	誤差率
大	【食料品製造業】	1	231	100.00%	231	60.00	139	5.26
	〔清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業〕	1	26	100.00%	26	60.00	16	15.50
	【酒類製造業】	1	13	100.00%	13	60.00	8	22.37
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	33	100.00%	33	60.00	20	13.97
	医薬品製造業	1	88	100.00%	88	60.00	53	8.54
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1	12	100.00%	12	60.00	7	24.97
	その他製造業	1	1,954	100.00%	1,954	60.00	1,172	1.81
	【卸売業】	1	4,463	100.00%	4,463	60.00	2,678	1.20
	【小売業】	1	1,994	100.00%	1,994	60.00	1,196	1.79
	外食産業	1	397	100.00%	397	60.00	238	4.03
	農家・林家	-	-	-	-	-	-	-
	農事組合法人	1	147	100.00%	147	60.00	88	6.64
	漁家	-	-	-	-	-	-	-
	【食料品製造業】	1	729	100.00%	729	40.00	292	4.44
	〔清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業〕	1	73	100.00%	73	40.00	29	14.23
中	【酒類製造業】	1	45	100.00%	45	40.00	18	18.09
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1	85	100.00%	85	40.00	34	13.10
	医薬品製造業	1	99	100.00%	99	40.00	40	12.02
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1	34	100.00%	34	40.00	14	20.39
	その他製造業		5,024	43.79%	2,200	40.00	880	3.00
	【卸売業】		16,672	15.04%	2,508	40.00	1,003	3.00
	【小売業】		8,660	27.42%	2,375	40.00	950	3.00
	外食産業		16,064	15.58%	2,503	40.00	1,001	3.00
	農家・林家		9,392	25.50%	2,395	40.00	958	3.00
	農事組合法人		293	100.00%	293	40.00	117	7.03
	漁家		470	100.00%	470	40.00	188	5.54
	【食料品製造業】		40,111	5.48%	2,197	35.00	769	3.50
	〔清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業〕		3,453	52.88%	1,826	35.00	639	3.50
	【酒類製造業】		1,743	88.70%	1,546	35.00	541	3.50
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		753	100.00%	753	35.00	264	4.86
	医薬品製造業		457	100.00%	457	35.00	160	6.25
小	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		379	100.00%	379	35.00	133	6.86
	その他製造業		325,937	0.69%	2,234	35.00	782	3.50
	【卸売業】		209,043	1.07%	2,231	35.00	781	3.50
	【小売業】&外食産業		1,329,305	0.17%	2,240	35.00	784	3.50
	農家・林家・漁家		1,573,541	0.14%	2,240	35.00	784	3.50
	農事組合法人		3,603	51.07%	1,840	35.00	644	3.50
計	合計		3,555,323		41,110			
	大規模				9,358			
	中規模				13,809			
	小規模				17,943			

注) 食料品製造業～その他製造業：「工業統計表・企業編」(平成22年)

(小規模に含まれる3人以下の事業所数については、「工業統計表・産業編」(平成20年)の数値を用いた。)

卸売業：仲立業、代理商を除く「平成21年経済センサス-基礎調査」

小売業：「平成21年経済センサス-基礎調査」

外食産業：「平成21年経済センサス-基礎調査」

農家・林家・農事法人：「2010年農林業センサス」

漁家：「2008年漁業センサス」

なお、過去、発送数決定の際に検討、決定した事項は以下のとおり。

表 1-6 抽出計画にかかる事項

事 項	理 由
発送数が資本金別に設定されているが、正確さをきくには、従業員数とのクロスをもとに、抽出計画を作成していない理由。	クロスを取った場合、区分毎の母統計値がないため。また、推計で求めた母統計値を用いると、(初年度の経験上)かえって不正確になるとを考えているため。
抽出計画作成において、「小売業」の「飲食品」には（酒を除く）とあるが、「卸売業」の方にはない理由。	酒小売業は産業分類小分類で、酒類卸売業は産業分類細分類である。商業統計(甲)には、産業分類細分類別の資本金別企業数に関する統計がなかったため、卸売業に関しては、飲食料品から酒を除かなかつた。 したがつて、全体の発送数には影響はないが、酒類卸売業分だけ農水省分が増えていることとなっている。
商業統計における発送数設定の資本金区分を、工業統計と同じにできない理由。	発送数設定の区分は、法律上の規模区分を基にしている。また、大規模に関する基準は、上位 1～2 %について悉皆調査するために、設定したものである。 さらに、資本金に関する法律上の規模の区分は、製造業は 1 億円であり、卸売業は 3 千円であるので、概ね妥当であると考えている。
漁業センサス統計から「漁家」のみを抽出している理由。	漁業組合は、商業統計で捕捉できているため、漁業センサスからの抽出は行わなかつた。

## (2) 抽出方法

適用対象となる企業のうち、一定以上の条件を満たす大企業に対しては全数調査を行うこととし、対象となるフラッグに合致したものすべてを抽出する。それ以外の企業については、層別に合致するフラッグ（手がかりとなる記号）の中から必要数を無作為に抽出する。平成24年度事業における抽出方法は下図のとおり。

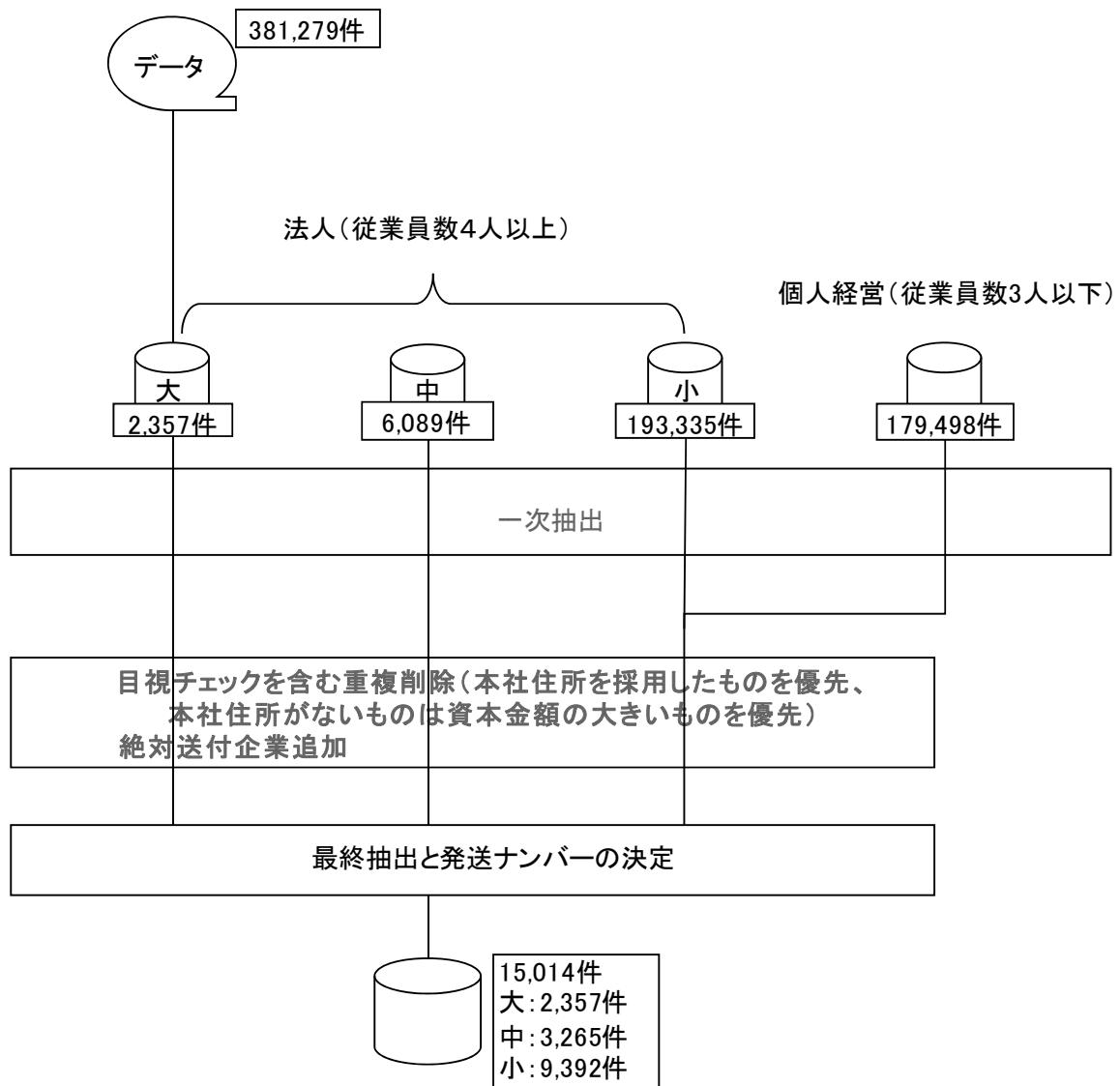


図 2-1 抽出手順 (工業統計)

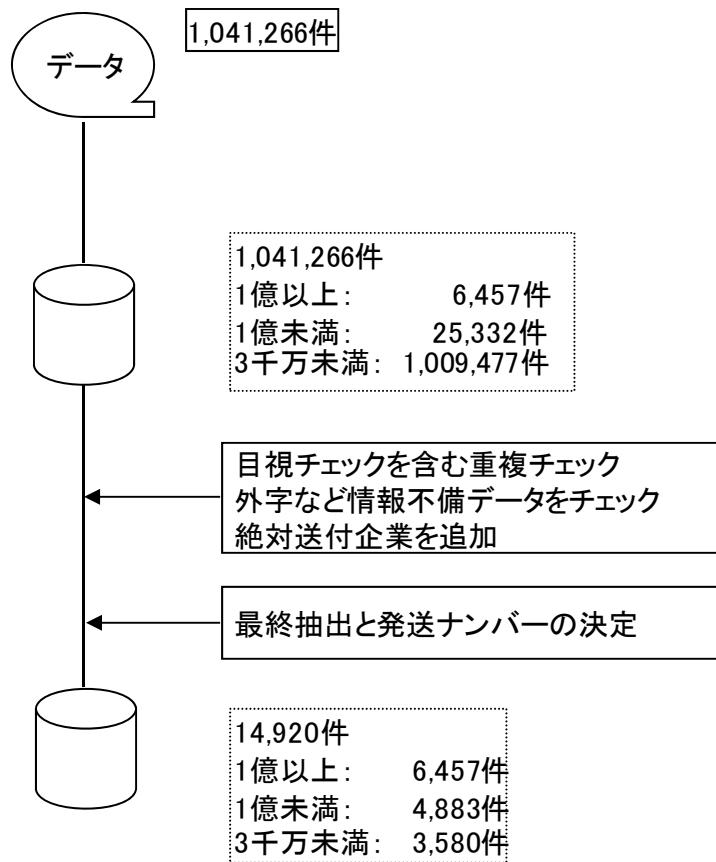


図 2-2 抽出手順（経済センサス：商業）

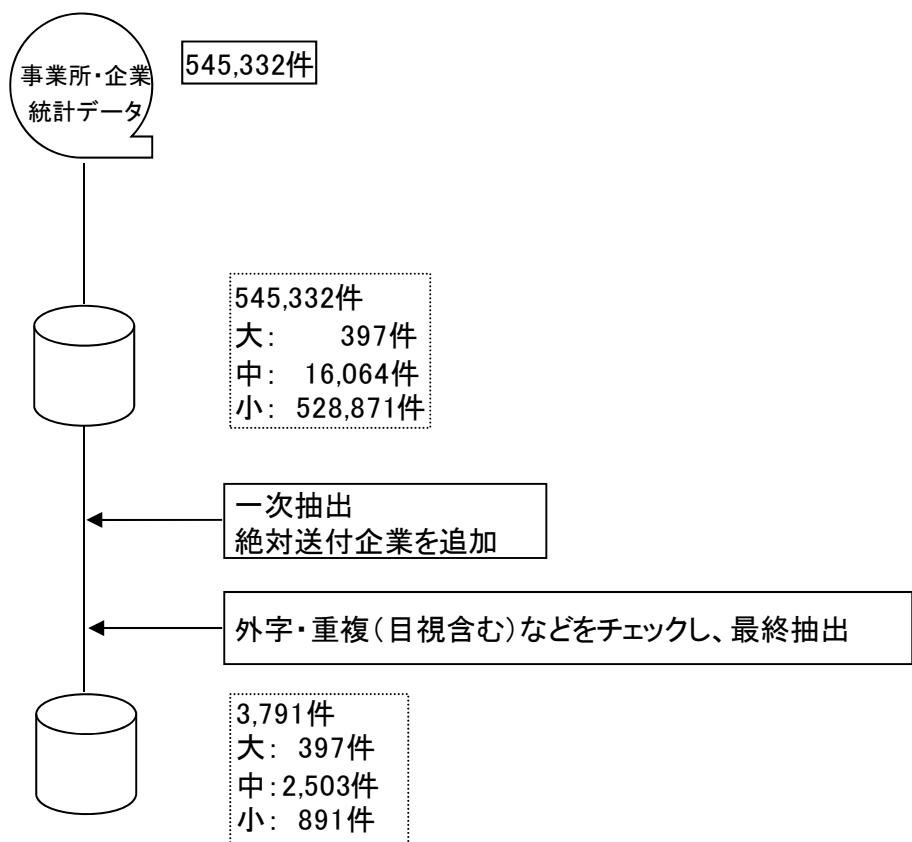


図 2-3 抽出手順（経済センサス：外食産業）

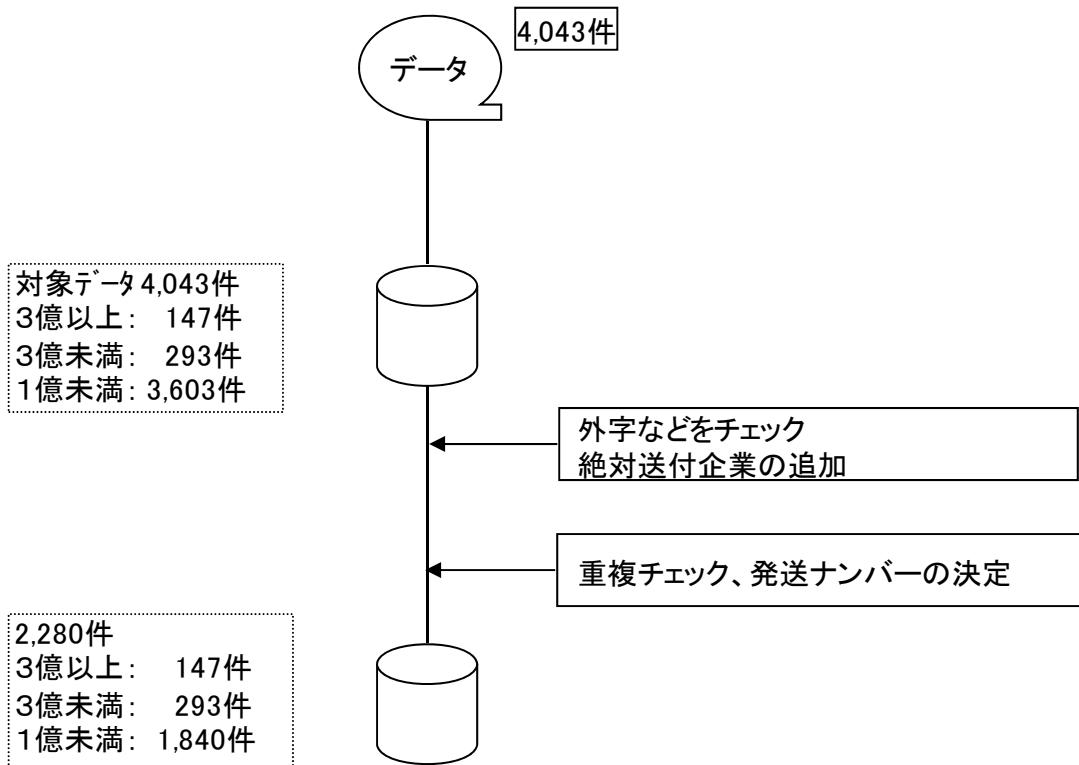


図 2-4 抽出手順（農業センサス：農事法人組合）

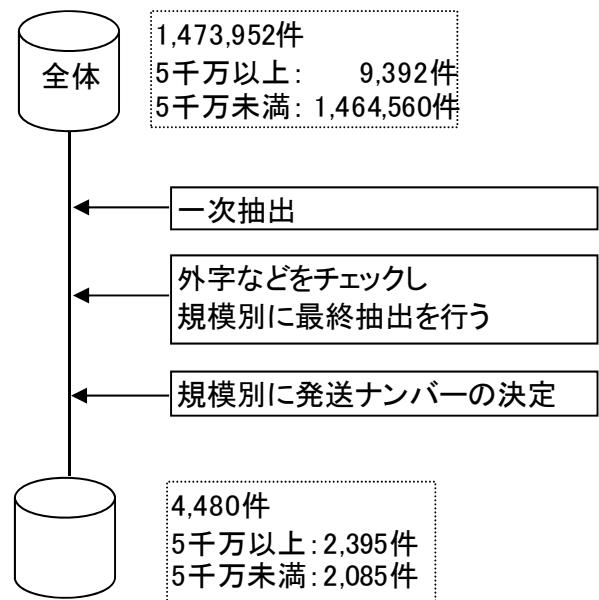


図 2-5 抽出手順（農業センサス：農家・林家）

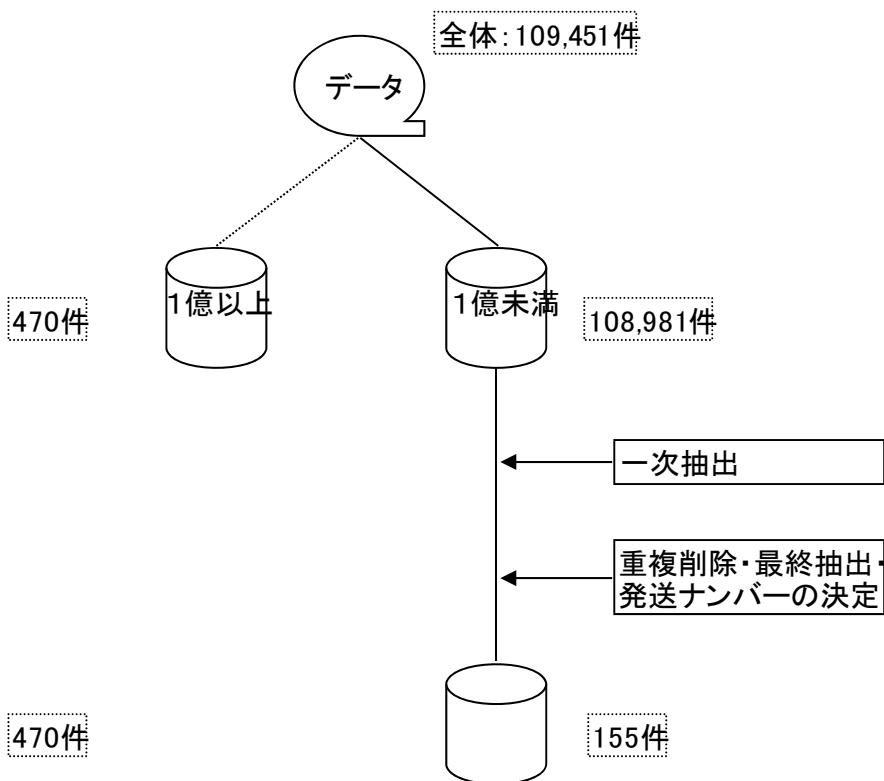


図 2-6 抽出手順（漁業センサス）

## 容器包装利用・製造等実態調査 問合せ・苦情等の対応状況

○年○月○日～○年○月○日

NO	月日	企業情報				応対内容		備考
		企業番号	企業名	担当者	電話番号	苦情等・照会内容	回答内容	
	○月○日					何に使われている調査か		
	○月○日					提出が遅れるがよいか		

## 督促状況

○年○月○日現在

NO	企業情報				文書による督促月日				電話督促				内容	調査票 到着日	備考	
	企業番号	企業名	担当者	電話番号	一次督促	二次督促	三次督促	四次督促	督促日							
					○/○	○/○			○/○	○/○	○/○	○/○				

## 督促状況

日付	オペレーター数	架電数	完了数	未完了残数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	完了	その他	合併、廃業等（連絡標記票）
					完了	完了	完了	完了	完了	完了	未完了	完了	（不在・担当者不明で）伝言	（不在・担当者不明で）部署内伝言	担当者不明（→2又は3回目の伝言）	不在（→3回目の伝言）	担当者・担当部署名不明	担当者の長期不在・他担当者なし	担当部署内での伝言
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
○月○日																			
合計																			

## 容器包装利用・製造等実態調査 調査票回収状況

番号	日付	接受方法	データ形態	データ概要	データ量件数	
					未着分	回収分
1	〇／〇	手渡し	紙媒体	調査票	500	800
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

(添付資料8)

## 容器包装利用・製造等実態調査 エラーチェック項目

回収した調査票を集計する際には、以下の項目についてエラーチェックを実施する必要がある。

データ項目		エラーチェック内容	対応
フェイスシート	全データ	未記入	調査客体に疑義照会
	従業員数・総販売額	未記入	調査客体に疑義照会
		抽出台帳との相違	調査客体に疑義照会
表1	全データ	未記入	調査客体に疑義照会
	業務・販売額	いずれかにのみ記入あり	調査客体に疑義照会
	業務	抽出台帳との相違	調査客体に疑義照会
	販売額	フェイスシート総販売額との相違	調査客体に疑義照会
表2	全データ	未記入	調査客体に疑義照会
	形態・容器包装の種類	いずれかにのみ記入あり	調査客体に疑義照会
	形態	選択の矛盾（例：ア～ウとエを両方選択）	自動修正（エ、あるいはクを削除）
表3	業種	データ記入があるが、業種が未記入	調査客体に疑義照会
		一つの欄での複数業種を選択	調査客体に疑義照会
		業種のみ記入	自動修正（ブランクとする）
	①販売額	③国内利用量に記入があるが、①販売額が未記入	自動修正（①=③×業種・容器別係数※）
	③国内利用量	①販売額に記入があるが、③国内利用量が未記入	調査客体に疑義照会
		④自主回収認定容器利用量、⑤容器包装利用量との矛盾（例：③<④+⑤）	調査客体に疑義照会
	⑤容器包装利用量	⑥容器包装回収量、⑦業務用出荷容器包装量との矛盾（例：⑤<⑥+⑦）	調査客体に疑義照会

データ項目		エラーチェック内容	対応
	⑧家庭系排出比率	⑤容器包装利用量、⑥容器包装回収量、⑦業務用出荷容器包装量との矛盾	調査客体に疑義照会
		100%以上の数値の記入	調査客体に疑義照会
表 4	業種	データ記入があるが、業種が未記入	調査客体に疑義照会
		一つの欄での複数業種を選択	調査客体に疑義照会
		業種のみ記入	自動修正(ブランクとする)
	③国内出荷量	①販売額に記入があるが、③国内出荷量が未記入	調査客体に疑義照会
		③回収容器量、④業務用出荷容器量との矛盾 (例: ②<③+④)	調査客体に疑義照会
クロスチェック		表1-表3の業種の相違	調査客体に疑義照会
		表1-表3の販売額の相違	調査客体に疑義照会
		表1-表4の販売額の相違	調査客体に疑義照会
		表2-表3・表4の相違	調査客体に疑義照会
	その他	発送ナンバーなし	調査客体に疑義照会

※業種・容器別平均値より算出

## 容器包装利用・製造等実態調査 疑義照会状況

○年○月○日現在

NO	月日	企業情報				照会内容		回答内容	備考
		企業番号	企業名	担当者(疑義回答者)	電話番号	内容	調査票の項目番号		
	〇月〇日					前年度の十倍の値		桁誤り	
	〇月〇日					家庭系排出量がゼロ		事業系・家庭系の認識誤り	



## 容器包装利用・製造等実態調査 集計・拡大推計・比率等算出方法

回収できた標本の「集計」からその集計結果の「拡大推計」までの手順は以下のとおり。

### 1. 単純集計

#### (1) 集計方法

本調査では、標本抽出のために層化した区分毎に集計を行った。集計を行うに際しては、更に法律上の規模別、容器の利用・製造等の形態別、業種別（担当業務）に層化して集計を行う。

#### ①規模別の分類

フェイスシートの回答に基づき、「容器包装リサイクル法」における特定事業者・小規模事業者（適用除外）に分類した。以下に、「容器包装リサイクル法」における小規模事業者の基準を示す。

表 1-1 「容器包装リサイクル法」における小規模事業者の基準

#### 【会社・個人・組合等※1】

業種	売上高	従業員数
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5名以下

#### 【一般社団法人等※2】

売上高	従業員数
2億4,000万円以下	かつ20名以下

※1：組合等とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号。以下「施行令」という。）第2条第3号）。

※2：一般社団法人等とは、一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第

二百七十号) 第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう(施行令第2条第5号)。

## ②業種別の分類

容器利用事業者の業種別の分類及び、容器製造事業者の出荷先業種別の分類は、それぞれ調査票中の3表、4表の回答に基づいて行う。

## ③容器の利用・製造等の形態の分類

調査票中表2の容器の利用・製造等の形態の回答に基づいて、容器の利用・製造等の形態毎に調査票中表3、表4の回答を分類する。

表 1-2 容器の利用・製造等の形態別分類

委託・受託の関係がない商品	7. <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら製造又は輸出した商品を 　　国内で購入した容器に入れている。もしくは、包装に 　　包んでいる。</li> <li>・商品の販売（小売）にあたり、 　　国内で購入した容器に入れている。もしくは、包装に 　　包んでいる。</li> <li>・包装に包まれた商品を、　輸入している。</li> </ul>	<u>3-1</u> に回答	利用事業者
	1. <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら購入又は輸入した商品を 　　自ら製造又は輸入した容器に入れている。</li> <li>・商品の販売（小売）にあたり、 　　自ら製造又は輸入した容器に入れている。</li> <li>・容器に入れられた商品を、　輸入している。</li> </ul>	<u>3-2</u> に回答	利用事業者 かつ 製造事業者
	4. <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器を、　製造又は輸入している。</li> </ul>	<u>4</u> に回答	製造事業者
	I. 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／ 包装材の製造・輸入のみを行っている　等】	回答の必要なし	なし

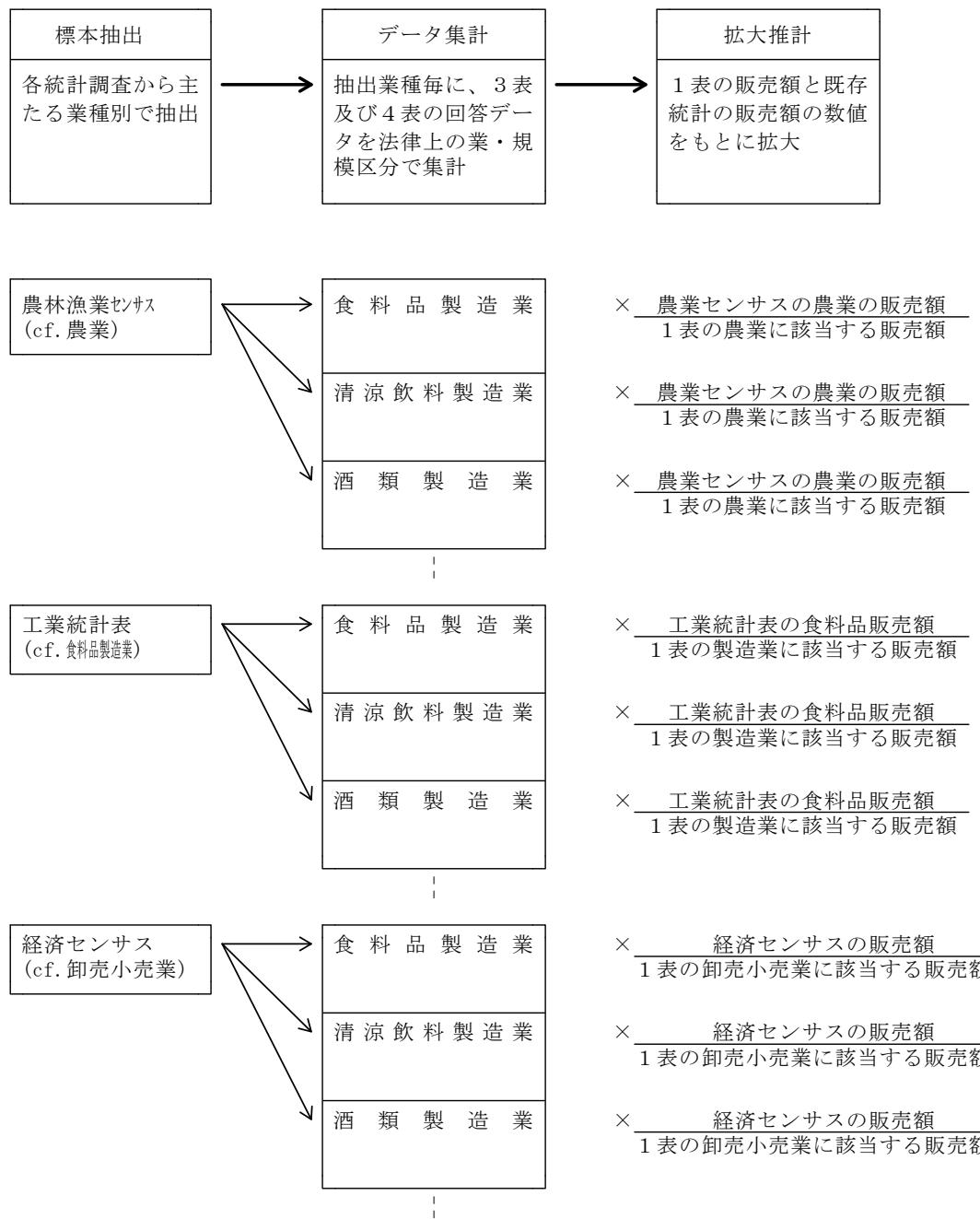
委託・受託の関係がある商品	オ. <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 　　その委託者である。（充填委託）</li> <li>・商品の容器包装への充填や梱包に加え、中身商品の製造・輸 　　入や、販売について受委託があり、 　　容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をも 　　つ。 　　（プライベートブランド等）</li> <li>・包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 　　容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をも 　　つ。</li> </ul>	<u>3-1</u> に回答	利用事業者
	カ. <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 　　容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。</li> </ul>	<u>3-2</u> に回答	利用事業者 かつ 製造事業者
	キ. <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の製造又は輸入について受委託があり、 　　受託者である（容器利用事業者の委託の場合）　又は、 　　容器の素材、構造、自己の商標　使用等の決定権をもつ 　　（容器利用事業者以外の委託の場合）。</li> </ul>	<u>4</u> に回答	製造事業者
	ク. 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	回答の必要なし	なし

## 2. 拡大推計方法

集計した数値について、以下の方法により拡大推計を行う。

### (1) 拡大推計の考え方

抽出した業区分、規模区分毎に、法律上の業区分、規模区分毎に集計し、抽出した業区分、規模区分毎に拡大推計を行う。



## ①容器包装の利用事業の実態

調査票中「表3 容器包装の利用実態」の各項の算出方法を、以下に示す。

### 「表3 容器包装の利用実態」で得られる項目

- 容器包装を利用している商品の販売額(輸入されているものも含む)：表3①<sub>i</sub>
- 輸出品に利用される容器包装の量：表3②<sub>i</sub>
- 国内利用量（国内出荷商品に利用している容器包装の量）：表3③<sub>i</sub>
- 自主回収認定を受けた容器の国内利用量：表3④<sub>i</sub>
- 容器包装利用量(自主回収認定を受けた容器以外の容器包装の国内利用量)：表3⑤<sub>i</sub>
- 容器包装利用量のうち自ら又は他者に委託して回収している容器の量  
(自主回収認定を受けた容器の回収量は除く)：表3⑥<sub>i</sub>
- 表3⑤<sub>i</sub>－表3⑥<sub>i</sub>のうち業務用に出荷される容器包装の量：表3⑦<sub>i</sub>
- 排出見込み量：表3⑧<sub>i</sub>  
(<sub>i</sub>は、業種を表す。)

#### ▼容器包装を利用している商品の販売額（①）の拡大推計方法

$$\text{表3 } ①_i = \frac{\sum \text{個別事業者の当該容器利用商品の販売額B (3-1、3-2表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額A (1表)}} \times b$$

ここで、bは該当する業務の販売額合計（工業統計・経済センサス・農林業センサス・漁業センサス等）である（以下同様）。

#### ▼輸出品利用量（②）の拡大推計方法

$$\text{表3 } ②_i = \frac{\sum \text{個別事業者の輸出品利用量C (3-1、3-2表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額A (1表)}} \times b$$

#### ▼国内利用量（③）の拡大推計方法

$$\text{表3 } ③_i = \frac{\sum \text{個別事業者の国内利用量D (3-1、3-2表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額A (1表)}} \times b$$

#### ▼自主回収認定を受けた容器の国内利用量（④）の拡大推計方法

$$\text{表3 } ④_i = \frac{\sum \text{個別事業者の自主回収認定を受けた容器の国内利用量E (3-1、3-2表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額A (1表)}} \times b$$

#### ▼容器包装利用量（⑤）の拡大推計方法

$$\text{表3 } ⑤_i = \frac{\sum \text{個別事業者の容器包装利用量F (3-1、3-2表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額A (1表)}} \times b$$

#### ▼自ら回収している容器包装の量（⑥）の拡大推計方法

$$\text{表3 } ⑥_i = \frac{\sum \text{個別事業者が自ら又は他者に委託して回収している容器包装の量G (3-1、3-2表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額A (1表)}} \times b$$

#### ▼業務用出荷量（⑦）の拡大推計方法

$$\text{表3 } ⑦_i = \frac{\sum \text{個別事業者の業務用に出荷される容器包装の量H (3-1、3-2表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額A (1表)}} \times b$$

▼排出見込み量（⑧）の拡大推計方法

$$\text{表 } 3 \text{ ⑧}_i = \frac{\sum \text{個別事業者の容器包装利用の量 } F \times \text{個別事業者の家庭に向かう比率 } I}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額 } A \text{ (1表)}} \times b$$

※ それぞれ台帳別規模別容器包装別利用形態別業種別に拡大推計する。

## ②容器製造等事業の実態

調査票中「表4 容器の製造等の量及び販売額」の算出方法を示す。

「表4 容器の製造等の量及び販売額」で得られる項目

- 出荷業種別容器の国内販売額：表4 ①<sub>i</sub>
  - 出荷業種別容器の国内出荷量：表4 ②<sub>i</sub>
  - 出荷業種別容器の自主回収量：表4 ③<sub>i</sub>
  - 出荷業種別容器の業務用出荷量：表4 ④<sub>i</sub>
- ( i は業種を表す。 )

▼出荷業種別容器の国内販売額：表4 ①<sub>i</sub>

$$\text{表 } 4 \text{ ①}_i = \frac{\sum \text{個別事業者の出荷業種別国内販売額 } J \text{ (4表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額 } A \text{ (1表)}} \times b$$

▼出荷業種別容器の国内出荷量：表4 ②<sub>i</sub>

$$\text{表 } 4 \text{ ②}_i = \frac{\sum \text{個別事業者の出荷業種別国内出荷量 } K \text{ (4表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額 } A \text{ (1表)}} \times b$$

▼出荷業種別容器の自主回収量：表4 ③<sub>i</sub>

$$\text{表 } 4 \text{ ③}_i = \frac{\sum \text{個別事業者の出荷業種別自主回収量 } L \text{ (4表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額 } A \text{ (1表)}} \times b$$

▼出荷業種別容器の輸出販売額：表4 ④<sub>i</sub>

$$\text{表 } 4 \text{ ④}_i = \frac{\sum \text{個別事業者の出荷業種別業務用出荷量 } M \text{ (4表)}}{\sum \text{個別事業者の業種別販売額 } A \text{ (1表)}} \times b$$

( i は販売先業種を表す。 )

# - 結果表様式 -

## <義務量算定に必要なデータ>

表3①<sub>i</sub> : 容器包装を利用している商品の販売額（表3）

表3②<sub>i</sub> : 輸出品利用量（表3）

表3③<sub>i</sub> : 国内利用量（表3）

表3④<sub>i</sub> : 自主回収認定を受けた容器の国内利用量（表3）

表3⑤<sub>i</sub> : 容器包装利用量（自主回収認定を受けた容器以外の容器包装の国内利用量）（表3）

表3⑥<sub>i</sub> : 容器包装利用量のうち、自ら又は他者に委託して収集している容器包装の量（表3）

表3⑦<sub>i</sub> : 表3⑤<sub>i</sub>～表3⑥<sub>i</sub>のうち、業務用に出荷される容器包装の量（表3）

表3⑧<sub>i</sub> : 排出見込み量（簡易算定分）（表3）

表4①<sub>i</sub> : 出荷業種別容器の国内販売額（表4）

表4②<sub>i</sub> : 出荷業種別容器の国内出荷量（表4）

表4③<sub>i</sub> : 出荷業種別容器の自主回収量（表4）

表4④<sub>i</sub> : 表4②<sub>i</sub>～表4③<sub>i</sub>のうち、業務用に出荷される容器の量（表4）

## <変数の定義>

A : 個別事業者の抽出台帳に該当する業種別の販売額

B : 個別事業者の当該容器包装利用商品の販売額

C : 個別事業者の輸出品利用量でその他紙・プラスチック製容器のみ

D : 個別事業者の国内利用量

E : 個別事業者の自主回収認定を受けた容器の国内利用量

F : 個別事業者の容器包装利用量（自主回収認定を受けた容器以外の容器の国内利用量）

G : 個別事業者の自ら又は他者に委託して回収している容器包装の量（D-Eのうち）

H : 個別事業者の業務用に出荷される容器包装の量（D-Eのうち）

I : 個別事業者の家庭から容器包装廃棄物として排出されることが見込まれる量の割合

J : 個別事業者の出荷業種別容器の国内販売額

K : 個別事業者の出荷業種別容器の国内出荷量

L : 個別事業者の出荷業種別容器の自ら又は他者に委託して回収している量

M : 個別事業者の出荷業種別容器のJ-Kのうち業務用商品に用いられる容器の量

## 拡大係数式

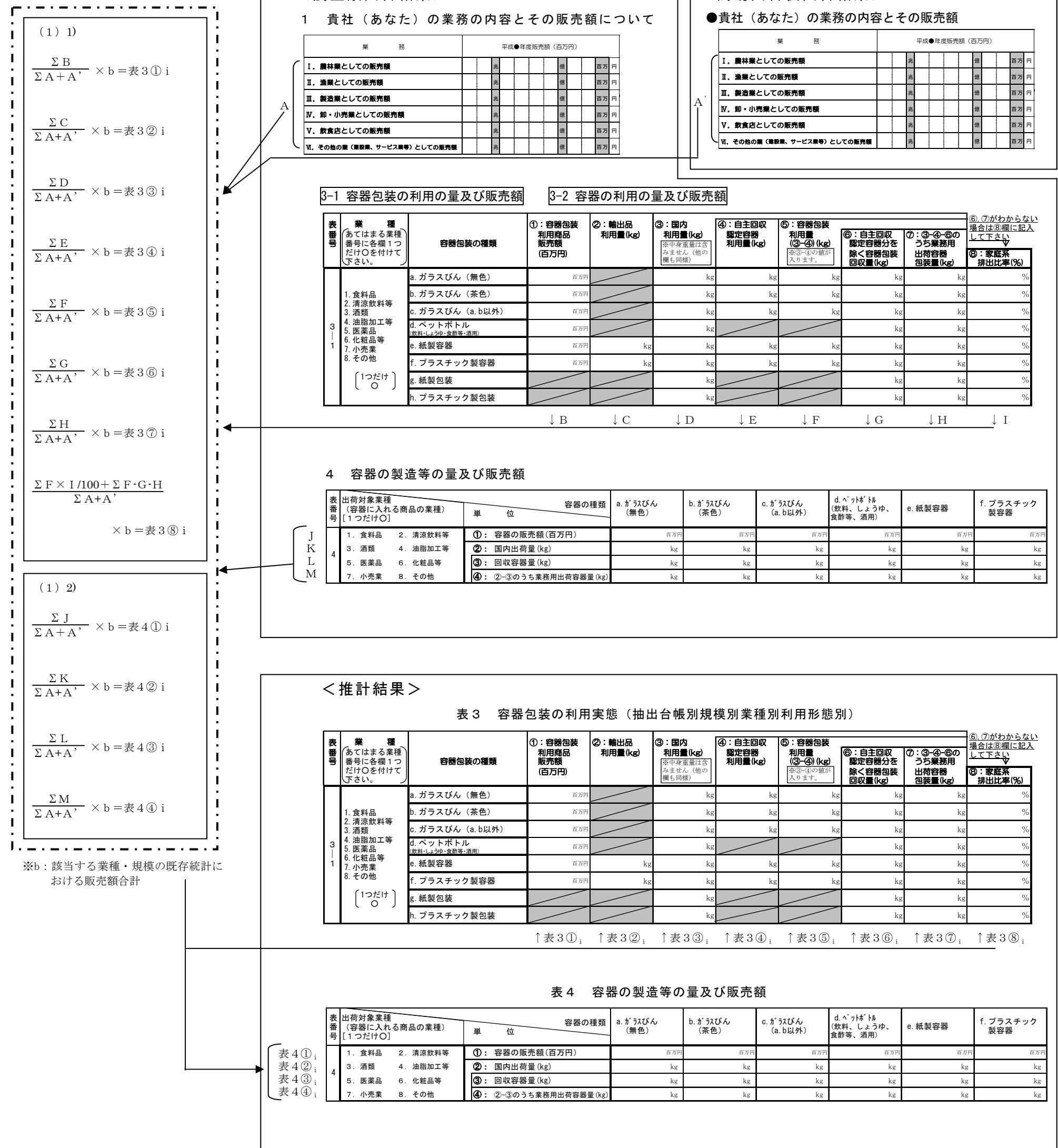


図 2-1 拡大推計フロー

## (2) 拡大係数に用いるパラメータ

拡大推計に用いるパラメータは販売額であり、既存統計の販売額合計値（b）をもとに調査結果の調査票データを、容器別、業種別、規模別に以下の式のとおりに拡大する。

拡大推計のパラメータである販売額の既存統計における定義、およびそれに対応する調査票の項目は表 2-1 のとおり。

$$\frac{\text{既存統計の販売額合計値 (b)}}{\text{アンケートデータの販売額合計値}} \quad \text{倍}$$

### ○秘匿値の推計

既存統計の販売額が秘匿値となっている場合がある。この場合の推計例は以下のとおり。

なお、以下の業種では、資本金階級別・製造品出荷額等の一部が秘匿値（χ）となっていたため、各業種ごとに既知の「従業員規模別企業数」と「製造品出荷額等」をもとに、一人当たり平均製造品出荷額等を算出し、それに秘匿値となっているランクの中間値（例：100～199人ならば150）を掛けて推計した。

#### [秘匿値の推計を実施した業種]

飼料・有機質肥料製造業、木製容器製造業、その他の木製品製造業、出版業、潤滑油・グリース製造業、その他プラスチック製品製造業、タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同付属製品製造業、その他のゴム製品製造業、革製履物用材料・同付属品製品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、ガラス・同製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、金属製食器製造業、纖維機械製造業、その他の機械・同部品製造業、その他の電気機械器具製造業、自転車・同部分品製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、化学纖維製造業、その他の化学工業、武器製造業

拡大推計のパラメータとして販売額を用いた場合、表 2-2 に示されるように抽出規模”大”の拡大係数（既存統計の販売額合計値／アンケートデータの販売額合計値）が”1”以下になる場合がある（縮小推計）。

このように縮小推計になる原因としては、①既存統計で得られる販売額は、過去の実績値であること、かつ、②抽出規模”大”は、全数抽出であり、かつ回収率が高いこと、が挙げられる。

これらを踏まえ、縮小推計となった規模、業種については、拡大比率を1として拡

大推計を行う。

その結果、抽出規模・抽出業種ごとの拡大係数の例は、表 2-2 のとおり。

表 2-1 既存統計における販売額の定義及び調査票における対応項目

抽出台帳	抽出区分	調査票における販売額	既存統計販売額	販売額の定義
農林業センサス 2010年	農家・林家	調査票表1の1の「農林業・漁業・製造業としての販売額」	「(3)農産物販売金額規模別農家数(販売農家)」に各ランクの中間値かけて推計、なお5,000万以上の規模は、6,000万円とした。	「農産物販売金額」とは、調査期日前1年間の農産物販売金額（経費を引かない販売額粗収入のこと。自給部分の見積金額含まない。）の合計である。（また、「農業」とは、耕種、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。） ※副業が台帳をまたがる場合 ・農林業経営者が行う自家生産は、販売額として含まれるが、原料購入をして行う加工業に係わる分は含まれない。
	農事組合法人		「(6)農産物販売金額規模別事業体数」各ランクの中間値をかけて推計。ただし、販売額3億以上については、2010年農林業センサスの実データより加工。	
漁業センサス 2008年	漁家	調査票表1の2の「漁業としての販売額」	「海面漁業の生産構造及び就業構造に関する統計」の「④漁獲金額別経営体数」の各ランクに中間値をかけて推計なお10億以上の規模は、15億とした。	「漁獲金額」とは、調査期日前1年間の漁獲物の販売額。
工業統計 H22年度	食料品製造業 清涼飲料製造業 ： ： ： ： ： ： ： その他の製造業	調査票表1の3の「製造業としての販売額」	・従業者数20名以上の企業の販売額は 平成20年度の「企業統計編」の「2 企業に関する統計表」の「(5) 産業別資本金階級別製造出荷額」 ・従業者数4～19名の事業体の販売額は、平成20年度の「産業編」の「1 産業別統計表」の「2 従業者規模別 統計表(1) 従業者4人以上の事業所」に関する統計表の「事業者規模別 製造品出荷額」 ・従業者数3人以下の企業の販売額は 平成20年度の「産業編」の「4 従業者3人以下の事業所に関する統計(1) 産業細分類別事業所数、従業者数等」	「製造品の出荷額」とは、工場出荷価額によっている。特に、 a. 内国消費税(消費税、酒税、揮発油税、地方道路税及びたばこ税)を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額 b. 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた販売価額によっている。 ※副業が台帳をまたがる場合 ・農業経営者が食料品製造などを営む場合、食料品製造に係わる出荷額のみが含まれる。 ・商業経営者が自社生産を営む場合、それに係わる出荷額のみ含まれる。
経済センサス H21年度	卸売業	調査票表1の4の「卸売・小売業としての販売額」	「21. 産業小分類別、資本金階級別の商業企業数、従業者数、年間商品販売額」「23. 産業細分類別の商店数、従業者数、年間販売額」	「年間商品販売額」は、1年間の商品販売額を言う。なお、消費税を含む。すなわち、修理料、仲介手数料、製造業出荷額、サービス業収入額等は含まない。
	小売業			※副業が台帳をまたがる場合：商業経営者が自社生産による製品の出荷額は含まれない。
	外食産業	調査票表1の5の「飲食店としての販売額」		



### 3. 特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出

「容器包装リサイクル法」の第11条から第13条までに掲げる量、比率、並びに事業者の再商品化義務量の算定の方法をとりまとめ、その算定を行う。

#### (1) 検討基礎データの算定

第4章に示した本調査の拡大推計結果を、公表数値の材料（検討基礎データ）としてまとめるために、以下の検討を行う。

- ① 利用事業者の販売額として、「中身代+容器代×1/2（=商品代-容器代×1/2）」を採用
- ② 利用事業者と製造等事業者の量的な整合性

##### 1) 容器代1／2

平成8年度の特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出では、主務省審議会での議論を踏まえ、「中身代+容器代×1/2（=商品代-容器代×1/2）」を利用事業者の販売額とする。特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出においても、その考え方を踏襲する。

##### 2) 利用量と製造量の整合性

拡大推計結果を公表数値の材料（検討基礎データ）とするために、①法律上、製造等事業者としての義務を負う利用事業者分についての補正、及び②利用量と製造量の整合性を保つための量的補正を実施する。

- ① 法律上、製造等事業者としての義務を負う利用事業者分についての補正  
本調査結果を拡大推計して得た製造等事業者の排出見込量IIkg、販売額IIは、国内容器製造等事業者のみの排出見込量、販売額であり、法律上、容器製造等事業者になる輸入業者（容器入り商品を輸入している）等の排出見込量、販売額が概念上、含まれていない。

そこで、以下の計算を行い、製造等事業者の排出量及び販売額とする。

製造等事業者の排出見込量

$$= II + \text{利用事業者の輸入等分の排出見込み量 (FT)}$$

製造等事業者の販売額

$$= II + \text{利用事業者の輸入等分の国内利用量 (B)} \times \text{容器原単位 (円/kg)}$$

## ② 利用量と製造量の整合性を保つための量的補正

拡大推計された各種の数値は、以下のような原因等により、統計的な誤差を含むと考えられる。

○回答者による誤差：思い違い、質問の解釈の違いからくる誤差、

回答拒否、無答など回収不能データからくる誤差

○調査実施上の誤差：質問の不備、指示の不徹底などからくる誤差

しかし、拡大推計された数値を検討基礎データとするためには、利用事業者の各種数値と製造事業者の各種数値の整合性が保たれている必要がある。そこで、業種別に製造事業者の製造量と、利用事業者の輸出分を含めた利用量が一致すると考え、補正を行う。補正方法の例は以下のとおり。

### ○補正方法の例

ガラスびんについては、業種別に利用事業者側から見た排出量（業務用出荷量を含む。容器包装回収量、自主回収認定容器として回収される量は除く）に製造事業者側から見た製造量を一致させるという補正を実施した（図3-1-1参照）。なお、ガラスびんについては、容器を付した商品の輸出量が少ないと考えられることから、容器を付した商品の輸出を無視できるという仮定が成り立つとして補正を行った。

ペットボトルについても、ガラスびんと同様に、容器を付した商品の輸出量が少ないとから無視できると仮定し、利用事業者側から見た排出量（業務用出荷量、容器包装回収量を含む）に製造事業者側から見た製造量を一致させるという補正を実施した（図3-1-2参照）。

一方、紙製・プラスチック製容器については、家電製品等輸出商品に付されている場合が多く、上記に示した“国産分の廃棄量＝製造量”の仮定が成立するとは考えにくい。

そこで、紙製・プラスチック製容器については、容器の製造→利用→廃棄・リサイクルのフローを、図3-1-3のように捉え、利用事業者側から見た排出量（輸出分、業務用出荷量、回収量を含む）に製造事業者側から見た製造量を一致させるよう補正を行った。

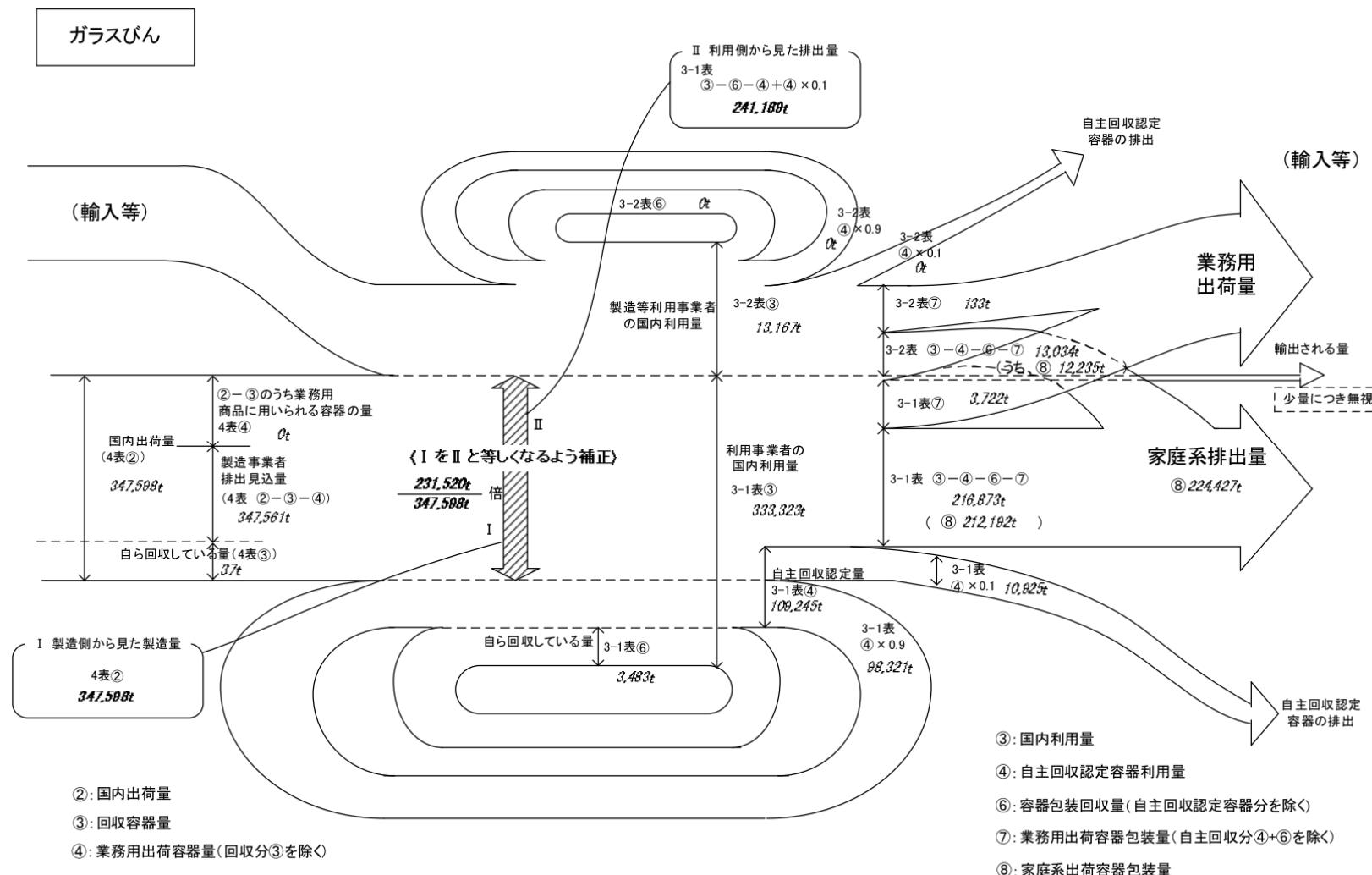


図 3-1-1 排出見込量及び販売額の定量的補正の考え方（1）

※数値はガラス無色食料品製造業の場合

PETボトル

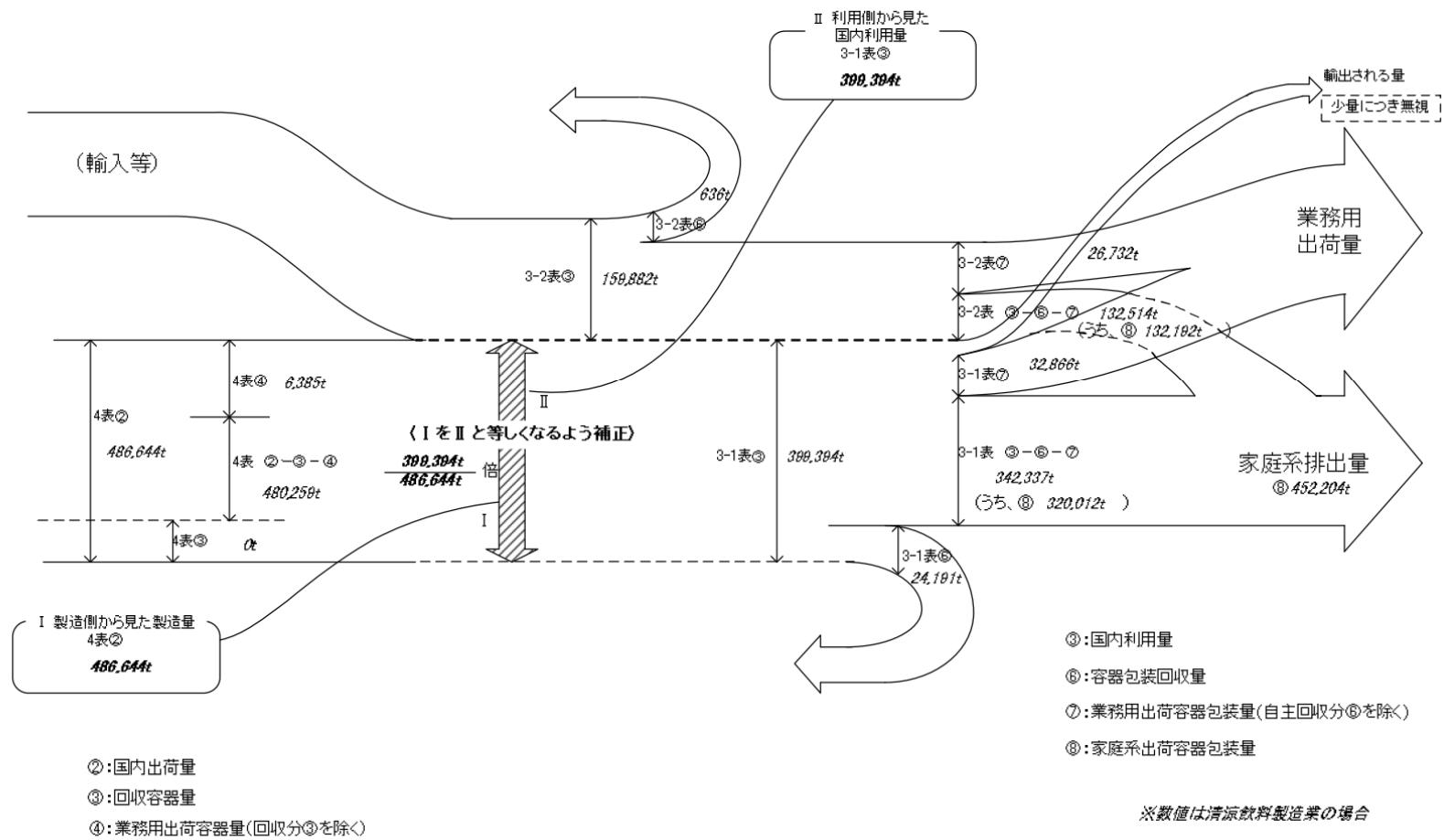


図 3-1-2 排出見込量及び販売額の定量的補正の考え方（2）

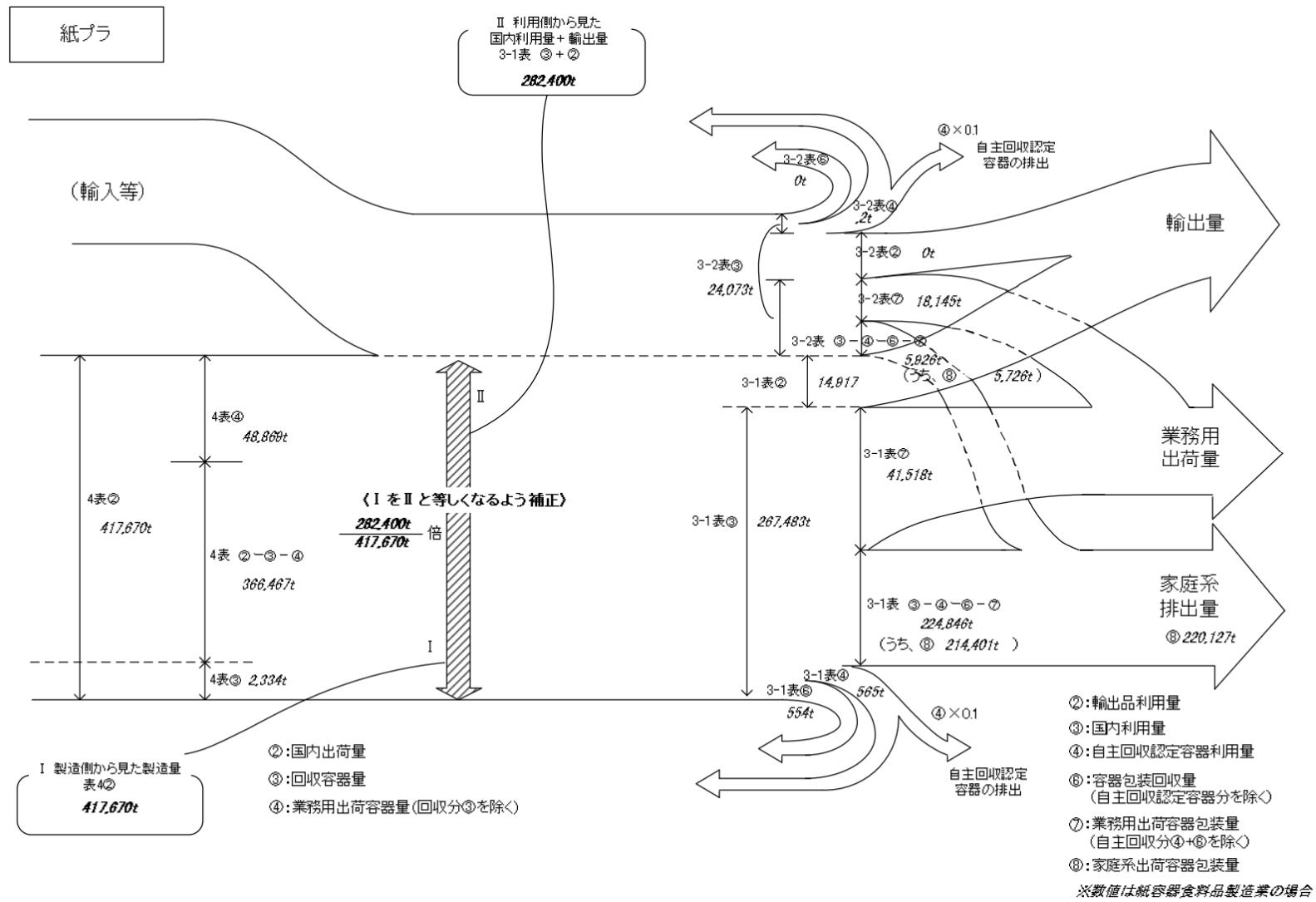


図 3-1-3 排出見込量及び販売額の定量的補正の考え方（3）

## (2) 特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出方法

(1) で算出した基礎データを基にした特定容器比率、特定事業者責任比率・業種別負担割合を算出する方法は以下のとおり。

図3-2-1、図3-2-2に特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出手順・考え方を示す。

### 1) 特定事業者責任比率の算出

- (ア) : 適用除外事業者分を含めた特定容器と特定包装の業種別排出量の比率で按分 (A : B)
- (イ) : 適用除外事業者分を含めた特定容器・特定包装の業種別排出見込み量 (FT全体) で、特定容器・特定包装に係わる部分をそれぞれ毎に按分し、業種別排出比率を算出する。(但し、今回の調査では、包装に関して業種区分なし)
- (ウ) : (イ) の比率のうち特定容器の部分を、適用除外事業者分を含めた特定容器を用いる事業者の販売額 (I全体) と製造等する事業者の販売額 (II全体) の比率で、業種毎に按分する。
- (エ) : 特定容器については(ウ)の業種別・利用製造別の比率に、特定包装については(イ)の業種別比率に、「特定事業者分のFT／適用除外分を含んだFT」を掛け、業種別利用製造等別の責任割合を算出する。
- (オ) : 特定容器・特定包装毎に(エ)で求めた責任割合の合計を算出し、特定容器分の(エ)の業種合計値に(ア)で求めた比率を、特定包装分の(エ)の業種合計値に(1 - (ア)の比率)を、乗じたものの合計が、特定事業者責任比率となる。

### 2) 業種別負担割合等の算出

- (カ) : 特定容器に関する責任割合の合計を、特定容器及び特定包装に関する責任割合の合計で除した値を、容器比率 ( $\varepsilon$ ) とする。
- (キ) : (エ)で求めた特定容器・特定包装各業種毎の責任割合の合計を100として、各業種毎の比率を算出する。これが特定容器・特定包装の業種別負担率 ( $\alpha$ ) となる。
- (ク) : 特定容器に関して業種毎に、特定利用事業者の責任割合 (エ) と製造等事業者の責任割合 (エ)との比率を算出する。これが特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の負担率 ( $\beta$ ) となる。

以上の手順により算出した  $\varepsilon$ 、 $\alpha$ 、 $\beta$  を用いて、特定容器利用事業者の義務負担割合  $\varepsilon \times \alpha \times \beta$ 、特定容器製造事業者の義務負担割合  $\varepsilon \times \alpha \times (1 - \beta)$ 、特定包装利用事業者の義務負担割合  $(1 - \varepsilon) \times \alpha$  が算出される。

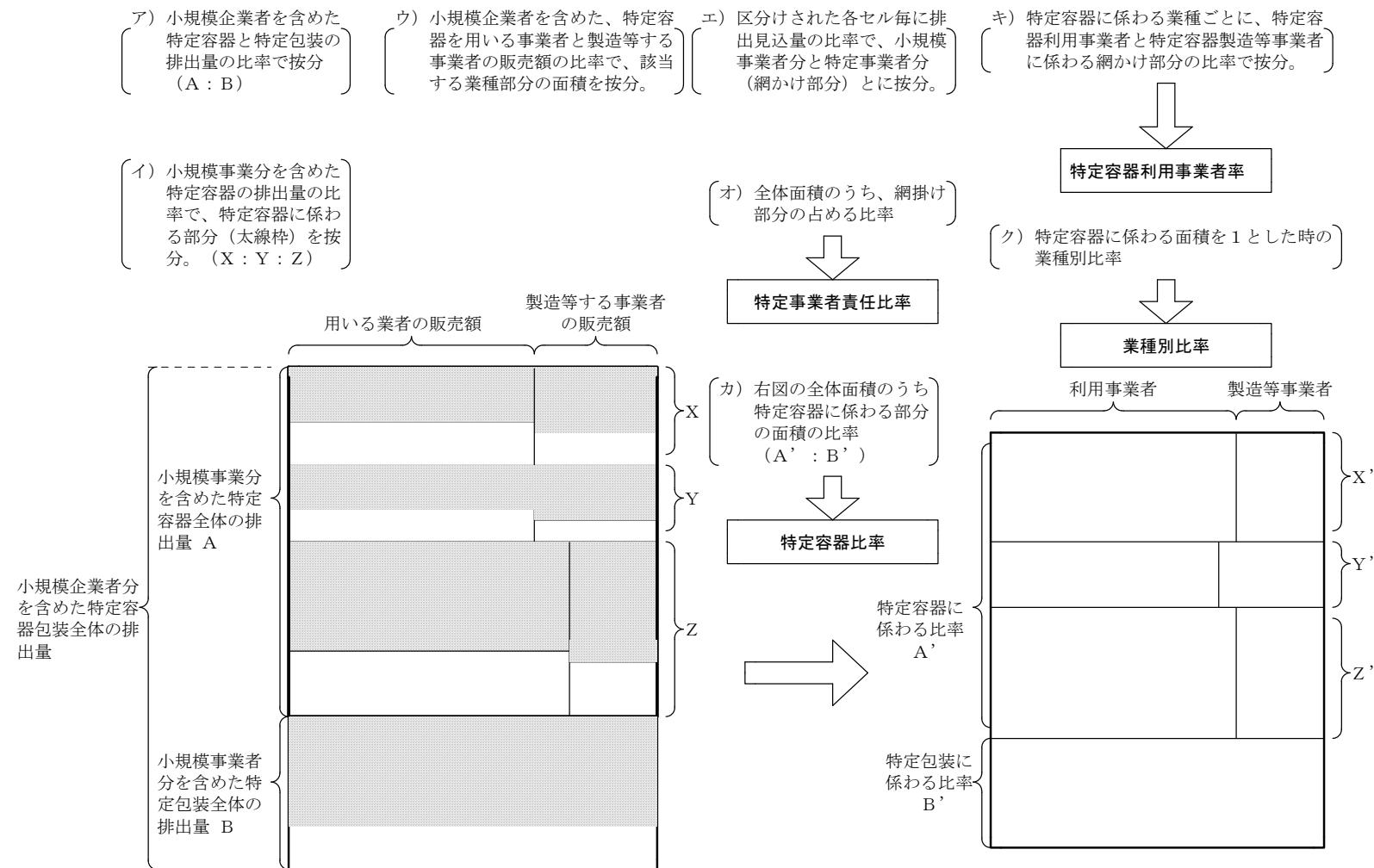


図 3-2-1 特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出手順（その 1）

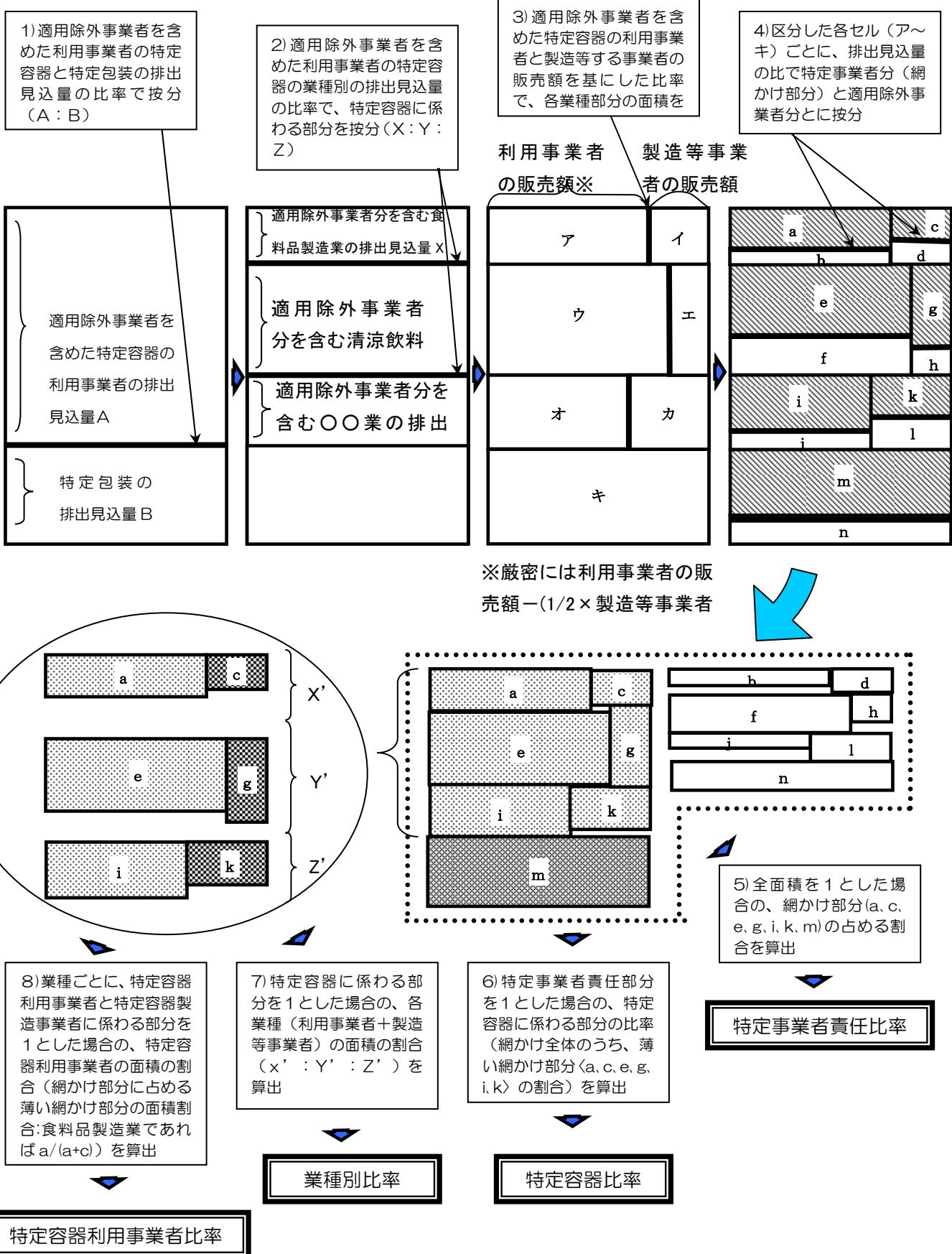


図 3-2-2 特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出手順 (その2)

以下に、義務量算出に係わる基礎データとしての(1)容器包装比率  $\varepsilon$  、(2)特定事業者責任比率  $r$  、(3)特定容器・特定包装の業種別負担比率  $\alpha_i$  、及び(4)特定容器利用事業者の特定容器製造事業者との按分率  $\beta_i$  の算定式を示す。但し、 $i$  は業種を表す。

#### 得られる項目

- 特定容器比率 :  $\varepsilon$
- 容器包装の業種別負担率 :  $\alpha_i$
- 利用事業者の製造業者との負担案分比率 :  $\beta_i$
- 特定事業者責任比率 :  $r$

全体を 1 としたときの各業種の特定利用及び製造業者の責任割合は、以下の式で算出できる。

#### ○業種 $i$ の特定容器利用事業者の責任割合

$$= \frac{F T_i}{\sum F T_i} \times \frac{I_i}{I_i + II I'_i} \times \frac{f t_i}{F T_i}$$

#### ○業種 $i$ に出荷している特定容器製造業者の責任割合

$$= \frac{F T_i}{\sum F T_i} \times \frac{II I'_i}{I_i + II I'_i} \times \frac{g t_i}{G T_i}$$

#### ▼特定容器比率

$$\varepsilon = \frac{\sum \text{特定容器に関する責任割合}}{\sum \text{特定容器に関する責任割合} + \sum \text{特定包装に関する責任割合}}$$

#### ▼容器包装の業種別負担率 $\alpha$ の算出

##### 【特定容器の場合】

$$\alpha_i = \frac{\text{業種 } i \text{ の特定容器利用事業者の責任割合} + \text{業種 } i \text{ に出荷している特定容器製造業者の責任割合}}{\sum (\text{業種 } i \text{ の特定容器利用事業者の責任割合} + \text{業種 } i \text{ に出荷している特定容器製造業者の責任割合})}$$

##### 【特定包装の場合】

$$\alpha_i = \frac{\text{業種 } i \text{ の特定包装利用事業者の責任割合}}{\sum \text{業種 } i \text{ の特定包装利用事業者の責任割合}}$$

#### ▼利用事業者の製造業者との負担案分比率 $\beta$ の算出

$$\beta_i = \frac{\text{業種 } i \text{ の特定容器利用事業者の責任割合}}{\text{業種 } i \text{ の特定容器利用事業者の責任割合} + \text{業種 } i \text{ に出荷している特定容器製造業者の責任割合}}$$

#### ▼特定事業者責任比率 $r_i$ の算出

$$r_i = \frac{f t_i \times I_i + g t_i \times II I'_i}{(I_i + II I'_i) \times f_i}$$

表 3-2-3 義務負担割合（表イメージ）

品目 業種（業務）	1 ガラスびん(無色)		2 ガラスびん(茶色)		3 ガラスびん(1及び2以外)		4 ペットボトル(飲料・醤油・酒用)	
	製造業者	利用業者	製造業者	利用業者	製造業者	利用業者	製造業者	利用業者
1. 食料品製造業								
2. 清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業及び製氷業								
3. 酒類製造業								
4. 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業								
5. 医薬品製造業								
6. 化粧品・歯磨・その他化粧用調整品製造業								
7. その他の事業								
合計		1		1		1		1

(注1)利用業者の欄には $\alpha \times \beta$ が、製造業者の欄には $\alpha \times (1 - \beta)$ の値が示されており、 $\sum \alpha_x = 1$ 、 $0 < \beta < 1$ より、品目ごとにそれらを合計すると1になる。なお、 $x$ は業種の数を示す。

表 3-2-4 義務負担割合（表イメージ）

品目主体 業種	1. 紙容器包装			2. プラ製容器包装		
	容器利用 事業者	容器製造等 事業者	包装利用 事業者	容器利用 事業者	容器製造等 事業者	包装利用 事業者
1. 食料品製造業						
2. 清涼飲料製造業						
3. 酒類製造業						
4. 油脂加工製造業						:
:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:
8. 小売業						
小計	$\varepsilon$		$(1 - \varepsilon)$	$\varepsilon$		$(1 - \varepsilon)$
合計	1			1		

(注1) 各欄に記載される値は、容器利用事業者の欄： $\varepsilon \times \alpha_{ci} \times \beta_i$ 、容器製造等事業者： $\varepsilon \times \alpha_{ci} \times (1 - \beta_i)$ 、  
包装利用事業者の欄： $(1 - \varepsilon) \times \alpha_{pi}$ となる。

(注2)  $\varepsilon$ ：「特定容器比率」、 $\alpha_{ci}$ ：容器に関する「業種別比率」、 $\beta_i$ ：「特定容器利用事業者率」、  
 $\alpha_{pi}$ ：特定包装に関する「業種別比率」を表す。なお、添え字 i は、業種を表す。

(注3)  $\sum \alpha_{ci} = 1$ 、 $\sum \alpha_{pi} = 1$ 、 $0 < \beta_i < 1$  となる。

#### 4. 量・比率等（案）算出の手順

3. に示した算出結果を基礎データとして、関係 5 省（経済産業省、農林水産省、厚生労働省、環境省、財務省）が定める量・比率等（案）を算出する手順を示す。

##### （1）量・比率等（案）算出の手順

###### 〈量・比率等〉

- ・特定事業者責任比率（法第 11 条第 3 項） :  $\gamma$
- ・特定容器比率（法第 11 条 3 項） :  $\varepsilon$
- ・業種別比率（法第 11 条第 2 項第 1 号イ） :  $\alpha$
- ・業種別特定容器利用事業者比率（法第 11 条第 2 項第 1 号ロ） :  $\beta$
- ・業種別特定容器利用事業者排出見込量（法第 11 条第 2 項第 2 号ニ） :  $H_1$
- ・業種別特定容器製造事業者排出見込量（法第 12 条第 2 項第 2 号ニ） :  $H_2$
- ・事業系比率（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 10 条及び第 11 条の 3 並びに特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第 2 条） : F

※法律及び省令の規定内容については（添付資料 12）参照。

これらの数値は、本調査（以下、実態調査）とともに、環境省が実施する「容器包装廃棄物分類調査」（以下、分類調査）を基礎データとして算定される。なお、分類調査は、自治体が収集した一般廃棄物をサンプルとして、容器ごとに、利用・製造等事業者の業種、規模を調査するものであり、そこからは容器別、業種別、規模別の排出比率のみを明らかにすることが可能である。そこで、分類調査から得られた排出比率を用いて算出した以下の数値を、分類調査に基づく基礎データとする。

## (2) 分類調査による各種係数の算定方法

### ①特定事業者責任比率・業種別比率

3. (2) に示した算出方法の(ア)と(ウ)に分類調査から得られた排出比率を代入し、(エ)の特定事業者責任比率及び(オ)業種別比率を算出する。

### ②利用事業者総排出見込量・製造等事業者総排出見込量

まず、分類調査の排出比率は適用除外分も含めた全体を100とした場合の比率であるため、それを適用分を100とした場合の業種別比率に換算する。この換算後の比率を実態調査で得られた特定事業者排出見込み量に掛けて、業種別の排出見込量を算出する。

### ③国内利用量・国内出荷量（事業系比率の分母）

上記②の排出見込量に、実態調査で得られた自主回収量と業務用出荷量を加算し、国内利用量及び国内出荷量を算出する。

### (3) 基礎データの利用

量・比率等（案）は、平成24年度は、前年度と同様に当年度の調査結果（実態調査結果と分類調査結果の平均）と前年度の調査結果を足して2で割る移動平均値を採用することとなった。通常であればこの2年間移動平均値で算出することとなるが、経済産業省及び農林水産省から別途の方法（例、3年間移動平均値にする等）を提示された場合には、その指示に従って算出する。

過去の量・比率等（案）の算出例については、過去の主務省審議会資料「再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）」及び「再商品化義務量の算定に係る量、比率等の算定方法について」を参照すること。

■産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料（経済産業省ホームページ）

[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/committee/d.html](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/d.html)

## 量・比率等に関する容器包装リサイクル法及び関連省令における規定

### <趣旨>

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）に基づき、特定事業者（特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者）は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務付けられている。

特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等（以下「量、比率等」という。）は、法第 11 条から第 13 条までの規定に基づき、主務大臣が定めることとされている。

法第 44 条に基づき、主務大臣は、量、比率等を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他の利害関係者の意見を聴くものとされていることから、翌年度に適用する量、比率等について、産業構造審議会容器包装リサイクル WG に示している。なお、具体的数値は、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて算定する。

### <WG に諮る量、比率等>

- A 特定事業者責任比率（法第 11 条第 3 項）
- B 再商品化義務総量（法第 11 条第 3 項）
- C 特定容器比率（法第 11 条第 2 項第 1 号）
- D 業種別比率（法第 11 条第 2 項第 2 号イ）
- E 業種別特定容器利用事業者比率（法第 11 条第 2 項第 2 号ロ）
- F 事業系比率（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 10 条及び第 11 条の 3 並びに特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第 2 条）
  - G
    - 業種別特定容器利用事業者総排出見込量（法第 11 条第 2 項第 2 号ニ）
    - 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量（法第 12 条第 2 項第 2 号ニ）
    - 特定包装利用事業者総排出見込量（法第 13 条第 2 項第 3 号）

## 容器包装リサイクル法の概要

- 一般廃棄物の減量、資源の有効利用のため、家庭ごみの約5割(容積比)を占める容器包装のうち「ガラスびん」、「PETボトル」、「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」のリサイクル(再商品化)を特定事業者に義務付け。再商品化義務を負う事業者と、分別排出を行う消費者、分別収集を行う市町村が、それぞれの役割を果たすことで成り立っている制度。

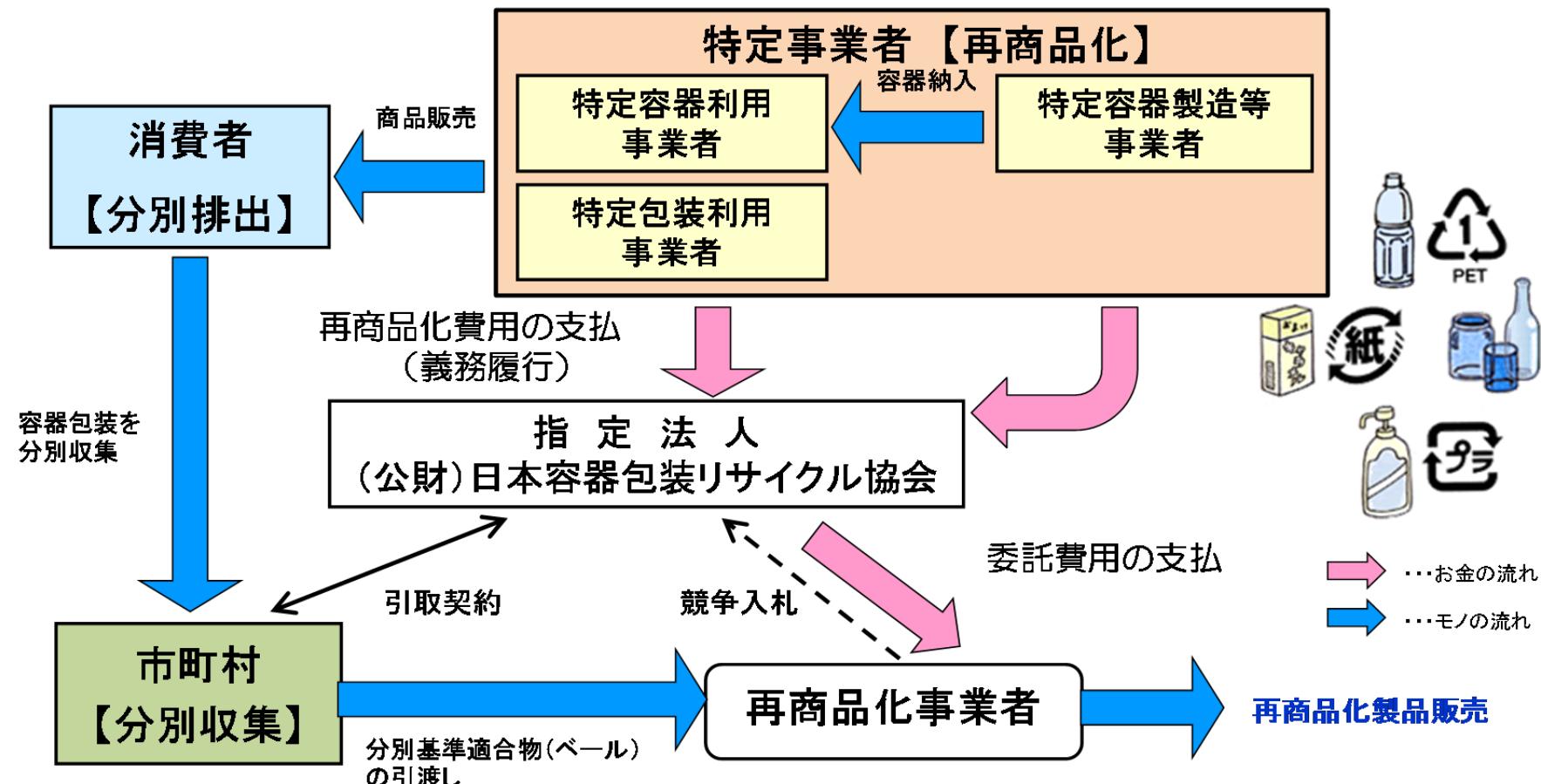


図 容器包装リサイクル法の概要

## 再商品化義務量の算定に係る量、比率について

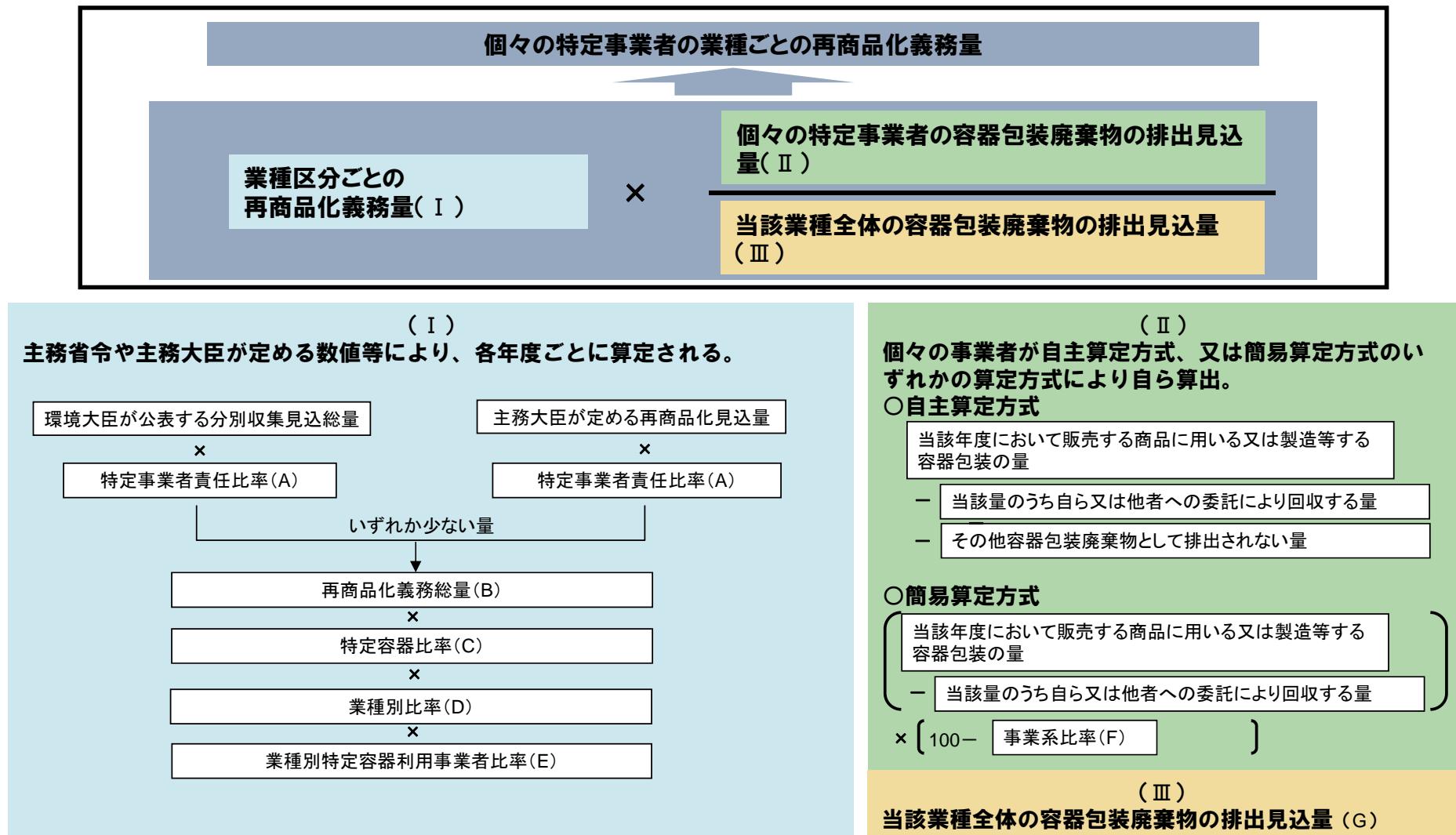


図 再商品化義務量の算定に係る量、比率等の概要

(参照条文)

■容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）  
(抄)

(目的)

第一条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定容器利用事業者の再商品化義務)

第十一條 特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器（第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される商品に係る特定容器を除く。次項第二号ロを除き、以下この条において同じ。）が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

- 2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。
  - 一 再商品化義務総量に、再商品化義務総量のうち特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率を乗じて得た量
  - 二 当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率
    - イ 前号に掲げる量のうち、当該業種に属する事業において当該特定容器を用いる特定容器利用事業者又は当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の製造等をする特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率
    - ロ 当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率
    - ハ 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量
  - ニ すべての特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量
- 3 前項第一号の再商品化義務総量は、当該年度における当該特定分別基準適合物の第九条第六項に規定する総量に特定事業者責任比率（当該特定分別基準適合物の量のうち、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（以下「特定事業者」という。）により再商品化がされるべき量の占める比率

として主務大臣が定める比率をいう。以下この項において同じ。) を乗じて得た量と、当該年度の前年度の末までに得られた当該特定分別基準適合物であって再商品化がされなかつたものの量のうち当該年度において特定事業者により再商品化がされるべき量として主務省令で定めるところにより算定される量とを合算して得た量(その量が当該年度における当該特定分別基準適合物の第七条第二項第一号に掲げる量に特定事業者責任比率を乗じて得た量を超えるときは、当該乗じて得た量)を基礎として主務大臣が定める量とする。

(特定容器製造等事業者の再商品化義務)

第十二条 特定容器製造等事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その製造等をする特定容器(第十八条第一項の認定に係る特定容器及び本邦から輸出される特定容器を除く。以下この条において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 前条第二項第一号に掲げる量

二 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する前条第二項第二号に規定する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ 前条第二項第二号イに掲げる比率

ロ 一から前条第二項第二号ロに掲げる率を控除して得た率

ハ 当該特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量

二 すべての特定容器製造等事業者が製造等をする当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度において販売する量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量

(特定包装利用事業者の再商品化義務)

第十三条 特定包装利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定包装(第十八条第一項の認定に係る特定包装及び本邦から輸出される商品に係る特定包装を除く。以下この条において同じ。)が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に、第二号に掲げる量を第三号に掲げる量で除して得た率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 第十一条第二項第一号の再商品化義務総量から同号に掲げる量を控除して得た量

二 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定分別基準適合物に係る特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定

めるところにより算定される量

三 すべての特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量

■容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年十二月十四日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号) (抄)

(特定容器利用事業者の排出見込量の算定)

第十条 法第十二条第二項第二号 ハの当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した商品に用いた量(第八条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、第十五条(第十八条において準用する場合を含む。)に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定容器の量)

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において当該特定容器を販売する商品に用いることを開始する年度(以下この項において「初年度」という。)又は終了する年度の場合 当該年度において販売する当該商品に用いる見込量

ロ 初年度の次年度(以下この項において「第二年度」という。)の場合又は初年度の次々年度であって第二年度の三月末までに第二年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定容器利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量(イに掲げるものを除く。)

2 当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別表第三の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量から同項第三号イに掲げる量(当該量を算定できない場合は零)を控除して得た量に一から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量とみなすことができる。

(特定包装利用事業者の排出見込量の算定)

第十一条の三 法第十三条第二項第二号の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度の前事業年度において販

売した商品に用いた量（前条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、第十五条（第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定包装の量）

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該特定包装利用事業者がその事業において当該特定包装を販売する商品に用いることを開始する年度（以下この項において「初年度」という。）又は終了する年度の場合 当該年度において販売する当該商品に用いる見込量

ロ 初年度の次年度（以下この項において「第二年度」という。）の場合又は初年度の次々年度であって第二年度の三月末日までに第二年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定包装利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定包装の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定包装の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定包装利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別表第三の二の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、前項第一号又は第二号に掲げる量から同項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）を控除して得た量に一から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量とみなすことができる。

## ■特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年十二月二十七日厚生省・通商産業省令第一号）（抄）

（特定容器製造等事業者の排出見込量の算定）

第二条 法第十二条第二項第二号 ハの当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した量（第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第十五条（第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した量）

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器を販売することを開始する年度（以下この号において「初年度」という。）又は終了する年度の場合 当該年度において販売される見込量

ロ 初年度の次年度（以下この号において「第二年度」という。）の場合又は初年度の次々年度であって第二年度の三月末日までに第二年度に販売した量が確定していない場合 初年度において販売した特定容器の量を、初年度に当該特定容器を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定容器製造等事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定容器製造等事業者が前項の量を算定できない場合は、別表の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器の用いられる事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量から同項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）を控除して得た量に一から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た量を容器包装廃棄物として当該年度において排出される見込量とみなすことができる。





2.5 セキュリティ対策		調査票等の搬送・保管体制について具体的に示されているか。	セキュリティポリシー又はこれに準ずる規則の策定・整備・遵守の状況、セキュリティ担当責任者の情報。	基礎点	8	4	—	—	
	☆	本業務の実施予定組織・部門が、財団法人日本情報処理開発協会又は同協会の指定機関によりプライバシーマークの認定を受けている、又はこれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立しているか。	認証を受けている…4点、認証を受けていない…0点			4	—	—	
		本業務の実施予定組織・部門が、財団法人日本情報処理開発協会によるISMS適合性評価制度の認証を受けている、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを確立しているか。	認証を受けている…3点、認証を受けていない…0点	加点	9	—	3	—	
	☆	効率的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。	データの持ち出し・持ち込み、目的外のデータの閲覧の禁止等に関する効率的かつ実現可能なセキュリティ対策の具体的な取組内容。セキュリティマニュアルの作成状況。責任者の配置状況。			—	6	2	

### 3. 個別業務の実施方法

3.1 調査関係書類・用品の作成・印刷・配布		調査関係書類・用品の作成・印刷・配布の実施方法、これらの実施手順等が具体的に示されているか。	契約から調査開始までの具体的な準備・取組スケジュール。受託期間全体の月間の具体的なスケジュール。	基礎点	3	3	—	—	
	☆	調査票の提出率を高めるための工夫がみられるか。調査対象事業者の名称変更、再配布、配布先への変更などへの対応を迅速に行うための取組や工夫がみられるか。	本業務を効果的かつ効率的に実施するための工夫内容(独自の調査用品の提案等)。インターネット、民間データベース、登記簿情報等の効果的な利活用、独自のデータベースの作成(独自の取組等)。	加点	6	—	6	2	
3.2 協力依頼		協力依頼の実施方法・手順等が具体的に示されているか。	調査協力、回収率の確保のための具体的な取組・対策内容。	基礎点	3	3	—	—	
	☆	あて先不明等の調査対象事業者について移転先等を把握する方法、廃業事業者の的確な把握・確認及び代替事業者への迅速な対応について、工夫がみられるか。	インターネット、民間データベース、登記簿情報等の効果的な利活用(独自の取組等)。	加点	18	—	6	2	
	☆	調査対象事業者の協力を得やすくするための工夫がみられるか。	調査対象事業者に対する具体的な取組・アプローチ上の工夫内容(独自の取組等)			—	6	2	
	☆	調査票への記入の正確さを向上させるための工夫がみられるか。	記入ガイドの作成、電話による案内等(独自の取組等)。			—	6	2	
3.3 照会(問合せ・苦情等)対応		照会(問合せ・苦情等)の対応方法・手順等が具体的に示されているか。	具体的な運営体制・配置人数(専任者・専任者以外)、受付時間の適切性。	基礎点	3	3	—	—	
	☆	迅速かつ適切な対応を行うための工夫がみられるか。	苦情、照会内容のデータベース化と情報共有化方策、インターネット等の効果的な利活用、問合せ・苦情対応等のマニュアルの作成、混雑時対応等運営上の工夫内容等(独自の取組等)。	加点	9	—	9	3	
3.4 調査票の回収・審査・疑義照会		調査票の回収・受付・審査・疑義照会の実施体制は妥当か。これらの業務の実施方法、手順等が具体的に示されているか。	回収調査票の審査・確認の具体的な体制(従事人数を含む.)。回収調査票の審査・確認や疑義発生時の処理手順における工夫内容(独自の取組等)。	基礎点	3	3	—	—	
		調査票の疑義照会業務を迅速かつ効果的に実施するための仕組み・体制が整っているか。	疑義照会業務の具体的な実施体制(従事人数、従事者の平均経験年数等を含む.)。	加点	18	—	9	3	
	☆	疑義照会業務の実施方法に工夫がみられるか。	多くの疑義照会を滞留させず効率的かつ迅速に処理するための工夫・設備の状況(独自の取組等)。			—	9	3	

		時期・回数など督促の実施方法・手順等が具体的に示されているか。	督促のタイミング、手段(電話、はがき、訪問等)、回数など。	基礎点	3	3	—	—	
3.5 督促		調査対象事業者に対する調査票の督促業務を迅速かつ効果的に実施するための仕組み・体制が整っているか。	督促業務の具体的な実施体制(従事人数、従事者の平均経験年数等を含む。)。調査対象事業者ごとの調査票の受付(回収)情報の整備・利活用等を踏まえた効果的な督促業務の取組・工夫内容(独自の取組等)。	加点 18	—	9	3		
	☆	回収率を確保・向上させるための工夫がみられるか。	督促のタイミング、手段(電話、はがき、訪問等)、回数など調査対象事業者の状況に応じた効果的な取組・対応の工夫内容(独自の取組等)。		—	9	3		
3.6 調査票の電子データ作成、集計		調査票の電子データ作成等の実施方法・手順等が具体的に示されているか。集計項目、集計プログラム、集計の実施方法・手順等が具体的に示されているか。	データに係る入力体制の状況(入力の設備・規模・能力・実績等)。納品データのミス防止のための実施体制(入力要員数を含む。)。集計項目、実施方法、手順など。	基礎点	3	3	—	—	
	☆	正確かつ迅速に電子データ化を行うための工夫がみられるか。	機動力のある入力作業等への整備・対応状況(小さいロットの入力への対応等を含む。)。	加点 15	—	6	2		
	☆	効率的かつ精度の高い集計及びエラーチェックを行うため、プログラムの設計、実施方法に効果的な工夫がみられるか。	集計プログラム及びエラーチェックプログラムの設計上の工夫、効率的に実施するための実施体制(従事人数、従事者の平均経験年数等を含む)等。		—	9	3		
3.7 結果表(数値案)の作成		結果表(数値案)作成の実施方法・手順等が具体的に示されているか。	集計項目、実施方法、手順など。	基礎点	3	3	—	—	
	☆	結果表(数値案)の作成結果に応じて、要因分析を適切に行うための工夫がみられるか。	結果表の増減要因が、容器包装利用・製造等実態調査の結果に起因するものであるか、環境省が実施する容器包装廃棄物分類調査の結果に起因するものであるかの判断方法、容器包装利用・製造等実態調査の結果に起因するものである場合の要因分析の方法等。	加点 9	—	9	3		
3.8 名簿データ等の整備		名簿データ及び管理ファイル更新等の実施方法・手順等が具体的に示されているか。	名簿データ及び管理ファイル更新、データ間の同期等のための具体的な取組・対策内容。	基礎点	3	3	—	—	
	☆	企業等・事業所の名称及び所在地等の最新の状況を把握するための確認方法、名簿データ及び管理ファイル間の同期方法について、工夫がみられるか。	最新の状況を把握するためのインターネット、民間データベース、登記簿情報等の効率的な利活用(独自の取組等)。名簿データ及び管理ファイル間の同期の効果的かつ効率的に実施するための工夫内容(独自の同期方法の提案等)。	加点 6	—	6	2		

基礎点合計 50

加点合計 150

技術点合計 200

うち新規性・創造性・効率性を求める項目(☆) 81

別紙1  
評価項目一覧表－添付資料－

提案書の目次			資料内容	提案の要否	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目			
<b>4 添付資料</b>					
	4.1	設備・実施環境	・本役務請負実施において構築する設備・実施環境	任意	
	4.2	実施体制及び研究者略歴	・本役務請負履行のための体制図	必須	
			・各業務担当者の略歴	必須	
	4.3	会社としての実績	・官公庁における、調査・分析の実績	任意	
			・官公庁以外も含めた、本領域における実績	任意	

## 別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費		-	-	-
委託費等	委託費定額部分	44,100	43,575	45,675
	成果報酬等	-	-	-
	旅費その他	-	-	-
計(a)		44,100	43,575	45,675
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a) + (b)		44,100	43,575	45,675

(注記事項)

**平成22年度～24年度(民間委託)**

1. 業務の実施期間は、6月から3月までの約10ヶ月
2. 本業務は、平成9年度から調査の実施及び集計、分析に係る一連業務を一括して民間事業者に委託している。
3. 委託費の変動は、入札額の差によるものである。
4. 各年度とも調査内容は同じであり、調査客体数は各年度とも毎年約40,000事業所である。
5. 委託費の積算には、調査に係る人件費、印刷費、通信運搬費などが含まれる。
6. 平成25年度の落札金額 42,000,000 円

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員	-	-	-
非常勤職員	-	-	-

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。
- 容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)を熟知していること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- 6月中旬に調査票を郵送し、7月中旬を締切としていることから、6月中旬～7月中旬までの間に照会が集中。その後、はがき督促、電話督促後に集中するほか、随時、調査客体からの照会がある。
- 9月末までに行う再商品化義務量を算定するための数値案の策定に向けて、利用量上位事業者等への督促と集計を繰り返すため、8月下旬～9月頃にかけて行う集計作業と数値案策定業務に人員を重点的に配置して実施している。

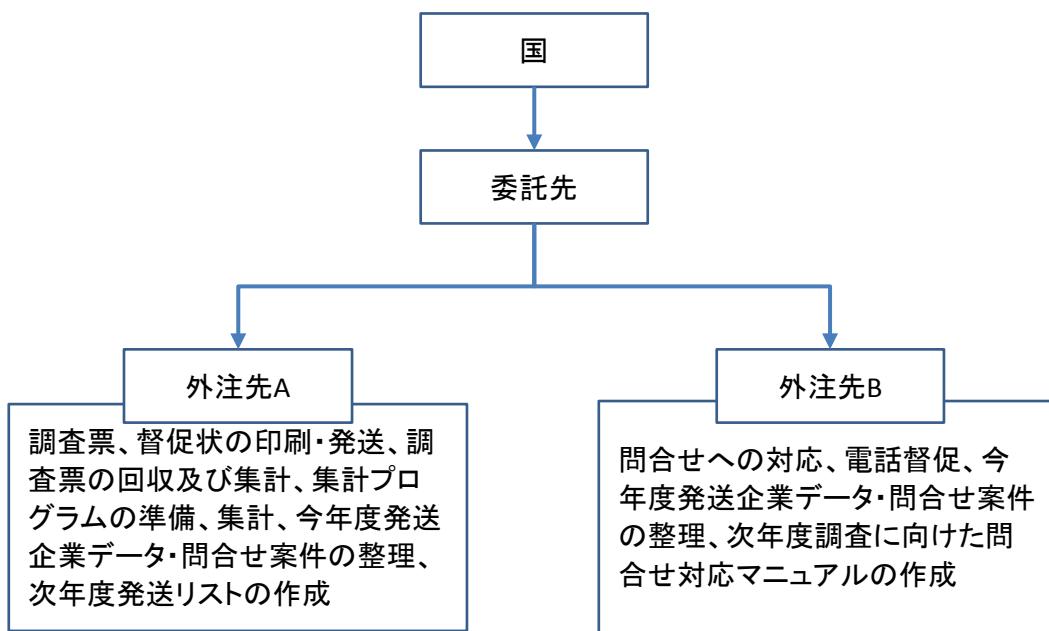
(注記事項)

### 平成22年度～24年度(民間委託)

- 委託先の民間事業者は一般競争入札(総合評価方式)にて決定後、請負契約(確定契約)により実施している。
- 平成25年度事業における委託先の実施体制の概要は以下のとおり。

#### <平成25年度事業 提案書ベース>

調査項目	委託先担当人数	外注の有無
イ 調査関係用品の印刷	3	○
ロ 集計プログラムの準備	3	○
ハ 調査関係用品の配布	3	○
二 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応	4	○
ホ 調査票の回収・督促	4	○
ヘ 調査票の回収状況の管理及び電子化	3	○
ト 調査票の内容審査、調査客体への疑義照会	5	○
チ 第1報から第3報までの集計データ及び統計表等の作成、報告	5	
リ 報告書統計表等の作成、報告	3	
又 次年度調査に向けた準備	4	○
ル 事業報告書の作成	3	



### 3 従来の実施に要した施設及び設備

#### 1. 平成22年度～24年度

○民間事業者において準備した。

○施設

会社事務室一角

#### (注記事項)

○事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。



## 5 従来の実施方法等

従来の実施状況(業務フロー図等)

○業務フロー図については「(添付資料1)容器包装利用・製造等実態調査の概要」のとおり。

(注記事項)

(平成22年度～24年度)

○督促等の状況と有効回答数の推移

<平成22年度>

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ①第1回督促はがき | 平成22年7月21日(29,101件)   |
| ②第1回督促電話  | 平成22年7月27日～8月2日(481件) |
| ③第2回督促はがき | 平成22年8月13日(19,702件)   |
| ④第2回督促電話  | 平成22年8月16日～8月20日(97件) |
| ⑤第3回督促はがき | 平成22年9月3日(16,454件)    |
| ⑥両省による督促  | 平成22年9月7日～9月10日(40件)  |

受託事業者は、平成22年9月7日、前年度調査における容器包装種類別・業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社のうち、調査協力を拒否又は調査協力意向はあるが未提出の企業についてリストを作成・提供した上で、経済産業省及び農林水産省による督促を依頼した。

経済産業省及び農林水産省は、当該リストに基づき、電話督促を実施し、うち33件の有効回答を得た。

<平成23年度>

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ①第1回督促はがき | 平成23年7月20日(26,154件)    |
| ②第1回督促電話  | 平成23年7月21日～7月27日(422件) |
| ③第2回督促はがき | 平成23年8月19日(18,642件)    |
| ④第2回督促電話  | 平成23年8月22日～8月26日(160件) |
| ⑤第3回督促はがき | 平成23年9月5日(17,729件)     |
| ⑥両省による督促  | 平成23年9月5日～9月7日(15件)    |

受託事業者は、平成23年9月5日、前年度調査における容器包装種類別・業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社のうち、調査協力を拒否又は調査協力意向はあるが未提出の企業についてリストを作成・提供した上で、経済産業省及び農林水産省による督促を依頼した。

経済産業省及び農林水産省は、当該リストに基づき、電話督促を実施し、うち9件の有効回答を得た。

<平成24年度>

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ①第1回督促はがき | 平成24年7月18日(28,059件)    |
| ②第1回督促電話  | 平成24年7月23日～8月1日(387件)  |
| ③第2回督促はがき | 平成24年8月17日(18,874件)    |
| ④第2回督促電話  | 平成24年8月20日～8月24日(201件) |
| ⑤第3回督促はがき | 平成24年9月3日(18,110件)     |
| ⑥両省による督促  | 平成24年9月5日～9月7日(8件)     |

受託事業者は、平成24年9月5日、前年度調査における容器包装種類別・業種別の利用量上位20社及び製造量上位10社のうち、調査協力を拒否又は調査協力意向はあるが未提出の企業についてリストを作成・提供した上で、経済産業省及び農林水産省による督促を依頼した。

経済産業省及び農林水産省は、当該リストに基づき、電話督促を実施し、うち7件の有効回答を得た。

○照会対応状況

照会の状況及び対応は「(別添)照会の状況及び対応」参照。

○回収数(無効票含む)の推移等は「(別添)調査票回収状況」参照。

## 照会の状況及び対応

問い合わせ対応専用の電話回線を敷き、あらかじめ対応マニュアルを作成し、その内容に沿って対応を行った。問い合わせの総件数は、2,826件（2,355昨年件）であり、その内訳は、図2.1-1、図2.1-2に示すとおりである。なお、対応できなかつた混雑着信件数は844件で、昨年度比156.3%（昨年540件）であった。

FAX着信件数は2,742件で、昨年（2,132件）とほぼ同水準であった。



内容内訳	件数	割合
一般問合せ	1,445	75.5%
クレーム	19	1.0%
締切守れず	35	1.8%
調査対象外	239	12.5%
再送付希望	47	2.4%
用紙複数到着	62	3.2%
意見・要望	7	0.4%
支店に到着	2	0.1%
その他※	59	3.1%
合計	1,915	100.0%

※”その他”は「昨年のデータ確認」、「廃業」、「合併」、「企業名変更」等が含まれる。

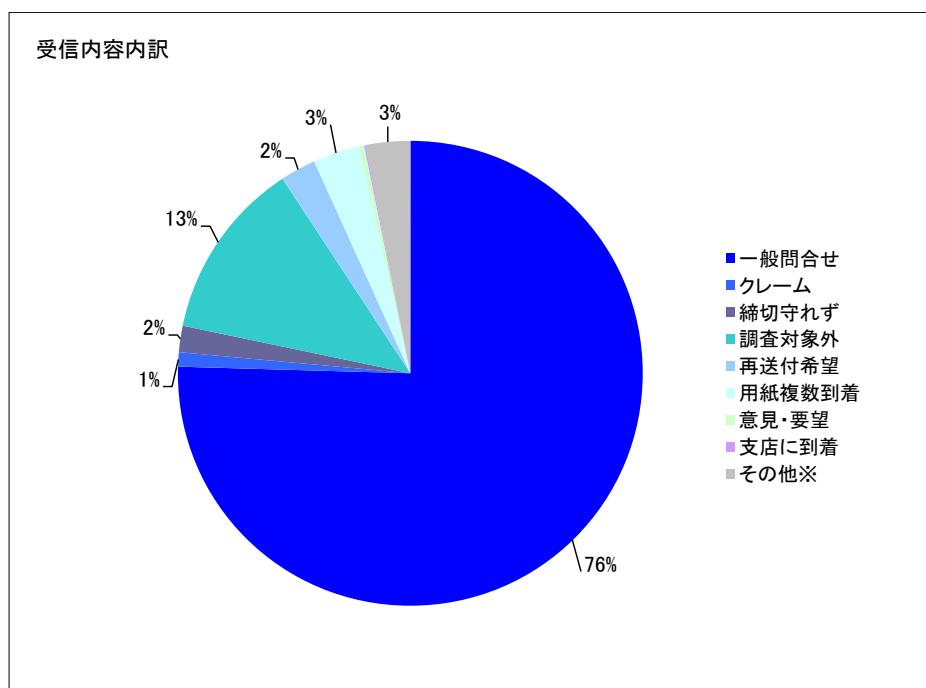


図 2.1-2 お問い合わせセンター受信内訳

## 調査票回収状況

